
川崎市財政問題研究会
最終報告書

2007（平成19）年8月

目 次

はじめに	
(地方自治体を取り巻く環境)	1
(川崎市のこれまでの取組み)	1
第1章 財政の現状分析	
1 川崎市の現状	3
2 財政の現状及び課題	3
(1) 歳入	3
ア 比較的高い市税収入の割合	4
イ 今後は見込めない「土地売却収入」と 「収益事業からの繰入金」	5
ウ 見直しが求められている「従来手法の財源対策」	6
エ 減債基金からの借入れ	7
(2) 歳出	7
ア 義務的経費の増加	7
(ア) 人件費	8
(イ) 扶助費	9
(ウ) 公債費	9
イ 比較的低い投資的経費	10
(ア) 歳出比較	10
(イ) 企業会計的手法による比較	10
ウ その他の経費	12
(ア) 他会計への多額な基準外繰出金	12
(イ) 適切な維持補修費の確保	12
(ウ) 効率的な施設管理	13
エ 東京都23区との比較	13
(3) 国の動向等への的確な対応	15
ア 歳出・歳入一体改革への対応	15
イ 地方分権改革の動向	16
ウ 新たな公会計制度の動向	16
エ 将来的な財政負担に係る債務分析	16
第2章 収支見通し	
1 試算の主な前提条件	17
2 項目別の試算結果	19
(1) 歳入	19
ア 個人市民税	19
イ 法人市民税	20

ウ 固定資産税	20
エ その他の税目	20
(2) 歳出	20
ア 人件費	20
(ア) 高位推計	20
(イ) 中位推計	21
(ウ) 低位推計	21
イ 扶助費	21
(ア) 高位推計	21
(イ) 中位推計	21
(ウ) 低位推計	21
ウ 投資的経費及び公債費	22
(ア) 高位推計	22
(イ) 中位推計	22
(ウ) 低位推計	22
エ その他経費	22
(ア) 高位推計	22
(イ) 中位推計	23
(ウ) 低位推計	23
3 今後10年間の収支見通し(一般財源ベース)	24
4 平成29年度までの収支見通し	26
(1) 高位収支見通し	26
(2) 中位収支見通し	26
(3) 低位収支見通し	27

第3章 財政運営の基本的な考え方

1 歳入	28
(1) 歳入の確保	28
(2) 受益と負担の適正化	28
2 歳出	29
(1) 臨時的な収入に依存しない歳出構造への転換	29
(2) 既存ストックの長寿命化と維持補修	29
(3) 計画的・適切な投資	29
3 その他の項目	29
(1) 連結決算を意識した財政運営	29
(2) 企業会計等の自立した財政運営	30
(3) 出資法人改革の推進	30
(4) 総合的土地対策の推進及び3制度の適正な運用	30
(5) 負担の平準化	31
(6) 財政情報の公表	31

(7) 分かりやすい目標の設定	3 1
(8) 政策評価の実施・活用	3 1
(9) 計画的な市債管理	3 1
(10) 国・県等への働きかけ	3 2

第4章 健全な財政構造構築に向けた具体的な取組み

1 短期的な取組み	3 3
(1) 歳入	3 3
ア 市税・国民健康保険料等、債権確保の強化	3 3
イ 市有財産の有効活用等、歳入の確保	3 4
ウ 使用料・手数料の見直し	3 4
(2) 歳出	3 4
ア 行政体制の再整備の推進	3 4
イ 社会環境の変化に合わせた施策の再構築	3 4
ウ 改革効果の市民還元	3 5
エ 補助・助成金の見直し	3 5
(3) その他の項目	3 5
ア 新たな財政フレームの策定	3 5
(ア)「従来手法の財源対策」の見直し	3 5
(イ)特別会計・企業会計等の健全化の推進	3 6
イ 安定的かつ有利な起債運営	3 6
(ア)市場公募債と銀行等引受債	3 7
(イ)金利変動リスクの抑制と発行年限の設定	3 7
(ウ)投資家等への情報提供	3 7
ウ 資金運用の効率化	3 7
エ 公会計制度改革への対応	3 7
2 中長期的な取組み	3 8
(1) 着実な行財政改革の推進	3 8
ア 人件費の縮減	3 8
イ 市民サービスの見直し	3 8
ウ 受益と負担の適正化	3 9
エ 公営企業・出資法人の経営健全化	3 9
(2) プライマリーバランスの安定的な黒字の確保	3 9
(3) 計画的な市債管理	3 9
(4) 負担平準化のための基金の創設	3 9
3 基準とする指標等	4 0
(1) 会計の収支状況を把握するための指標	4 1
ア 実質赤字比率	4 1
イ 連結実質赤字比率	4 2
(2) 財政構造の弾力性確保のための指標	4 2

ア	経常収支比率	・・・・・・・・・・	42
イ	市税収入に対する義務的経費の割合	・・・・・・・・・・	43
(3)	将来負担の縮減を図るための指標	・・・・・・・・・・	44
ア	プライマリーバランス	・・・・・・・・・・	44
イ	市民一人当たり市債残高	・・・・・・・・・・	45
ウ	実質公債費比率	・・・・・・・・・・	45
エ	将来負担比率	・・・・・・・・・・	46
オ	将来負担返済年数	・・・・・・・・・・	46
(4)	企業会計等の経営の健全化を推進するための指標	・・・・・・・・・・	46
ア	基準外繰出金	・・・・・・・・・・	46
イ	資金不足比率	・・・・・・・・・・	47
ウ	負債比率	・・・・・・・・・・	47
おわりに			・・・・・・・・・・
			49

注) 文中及び各表中に用いる金額は、単位未満で端数調整をしているため、内訳の合計が総計に一致しない場合がある。

はじめに

(地方自治体を取り巻く環境)

平成 19 年 1 月、今後 5 年間の日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示す「日本経済の進路と戦略」¹が閣議決定されたところである。

「進路と戦略」において、「地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ」とされていることから、今後も歳出・歳入一体改革の動向によっては三位一体の改革同様、地方財政計画の圧縮とともに地方負担の増大も懸念されるところである。

また、平成 19 年 4 月には内閣府に今後の地方分権を議論するための「地方分権改革推進委員会」が設置され検討が始まるとともに、同年 6 月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」²が公布されるなど、地方公共団体を取り巻く環境は、大きく変動している。

(川崎市のこれまでの取組み)

・ 財政危機宣言

平成 14 年 7 月、今後 5 年間の収支見通しを一定の条件のもとに試算すると 5 年間で約 3,100 億円の収支不足となり、「このままの行財政運営を続けていくとすれば、平成 17 年度には赤字決算となり、次年度以降財政再建団体に転落する可能性がある」として、「財政危機宣言」を行った。

・ 川崎市行財政改革プラン

こうした危機的な財政状況に対応するため、平成 14 年 9 月、行政体制の再整備 公共公益施設・都市基盤整備の見直し 市民サービスの再構築を 3 本柱とした「川崎市行財政改革プラン」³を策定・公表した。この中で、財政運営の指針として中長期的に収支均衡を図る「財政フレーム」⁴を公表し、以降この財政フレームに基づく計画的な財政運営を行ってきたところである。

・ 第 2 次川崎市行財政改革プラン

第 1 次改革プランに基づく取組みでは、目標値を上回る職員数の削減等により、財政フレームで見込んでいた改革目標額を上回る成果となったものの、伸び悩む市税収入や国の三位一体の改革等の影響により、市財政は依然として厳しい状況にあり、引き続き行財政改革を推進する必要があることから、平成 17 年 3 月、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」⁵の実行計画と密接に連携して「第 2 次川崎市

¹ 以下「進路と戦略」という。

² 以下「財政健全化法」という。

³ 取組期間：平成 14 年度から平成 16 年度。以下「第 1 次改革プラン」という。

⁴ 平成 21 年度までの歳入歳出を見込み、収支不足見込み額 財源対策 行財政改革の目標額 減債基金からの借入金を明示している。

⁵ 総合計画の取組期間は、概ね 10 年間。実行計画の取組期間は平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間。以下、「新総合計画」という。

行財政改革プラン」⁶を策定したところである。

・ 財政問題研究会の設置

行財政改革の取組みによる効果額は改革目標額を上回るものの、地方債の協議制度への移行や歳出・歳入一体改革等により、これまでの財政運営手法に限界が生じていること、さらに、平成 20 年度から平成 22 年度を計画期間とする新総合計画の実行計画と行財政改革プランの策定を予定していることから、財政的課題を整理するとともに、課題解決に向けた方策を研究することを目的として、平成 18 年 6 月に「川崎市財政問題研究会」を設置したものである。

⁶ 取組期間：平成 17 年度から平成 19 年度。以下「第 2 次改革プラン」という。

第1章 財政の現状分析

1 川崎市の現状

ポイント

- ・ 人口の増加が継続しており、今後もその増加が見込まれる。
- ・ 計画的な財政運営を行っているが、今後も社会経済環境の変化に的確に対応する必要がある。

川崎市の人口は、平成14年3月から平成19年3月の5年間で、6.2%、79,629人増加し、平成19年3月1日現在で135万人を超える規模⁷となり、同年8月1日現在では1,366,342人となっている。これは、都内や横浜に至近であるという地理的状況や、生田緑地や多摩川に代表される豊かな自然環境など、川崎市の持つ潜在的な力によるものが大きいと想定されるところである。わが国全体としては平成17年から人口減少期となったが、川崎市においては、平成19年5月に公表された「将来人口推計調査」によれば、平成37年の146万6千人まで人口の増加が見込まれている。また、年少人口の減少と高齢者層の増加という少子高齢社会への動きは確実に進んでいる⁸。一般的にはこうした人口の増加は、市税収入の増といった効果もあるが、一方において保育所や学校等の社会基盤整備が必要となるなど、新たな行政需要が増加することに留意する必要がある。

川崎市では、平成14年7月の財政危機宣言以降、2次にわたる行財政改革プランに基づく取組みや、財政フレームに基づく予算編成や財源対策などによる計画的な財政運営により、財政状況に一定の改善が見えているところである。しかしながら、上記のような少子高齢化に加え、緩やかな景気拡大、地方分権の進展、歳出・歳入一体改革など、社会経済環境の大きな変革期を迎えている現在、財政面においても歳入、歳出ともに大きな変化が生じており、こうした変化に的確に対応することが求められている。

2 財政の現状及び課題

(1) 歳入

ポイント

- ・ 市税収入の割合が高く、自主財源比率の高い歳入構造である。
- ・ 過去の巨額の臨時的収入を前提とした歳出構造が、未だ一部残っている。
- ・ 収支不足を補う財源対策の見直しが求められている。

⁷ 平成14年3月：1,270,385人 平成19年3月：1,350,014人

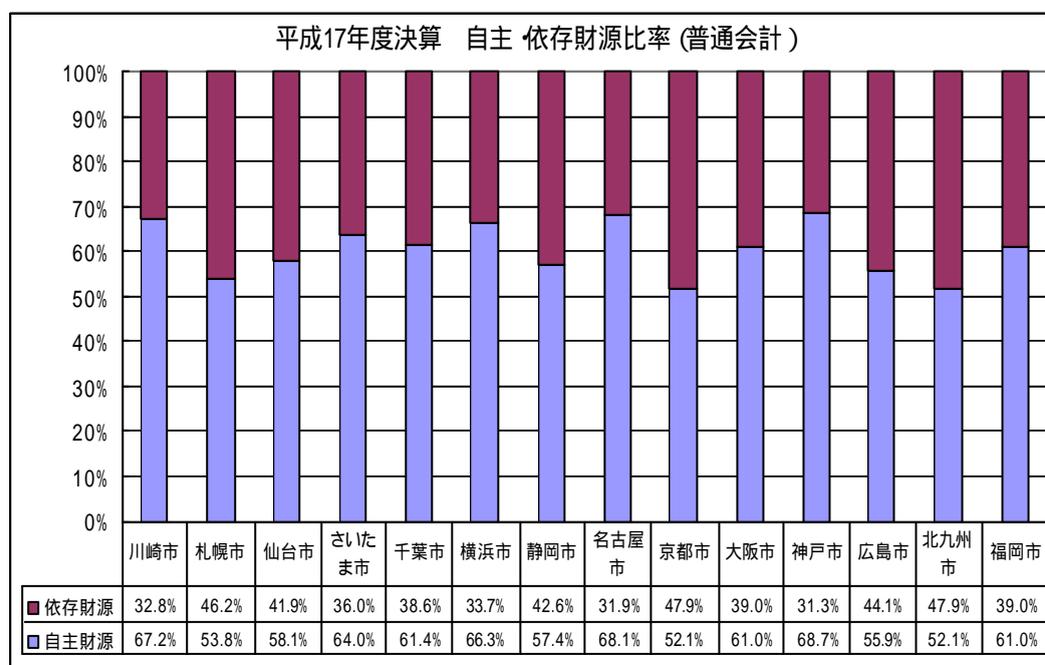
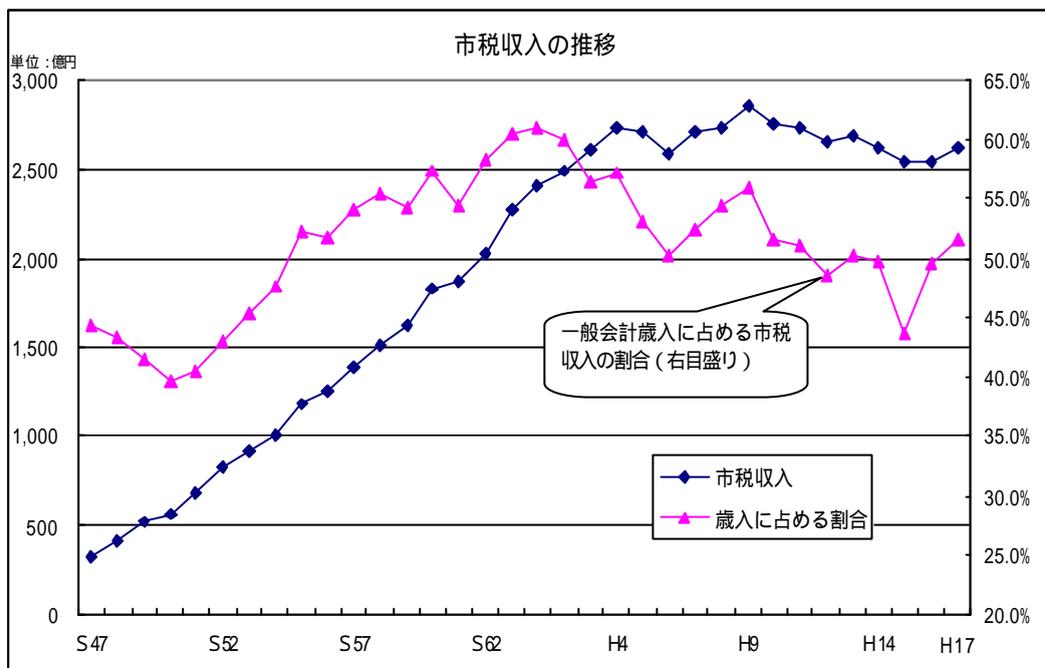
また、平成13年度から平成17年度の人口動態（自然増減・社会増減）では、5年間の人口増が68,637人、うち自然増が30,380人、社会増が38,257人となっている。（出典 川崎市統計書 平成17年度版）

⁸ 平成17年 0歳～14歳：174,376人、13.1% 65歳以上：194,285人、14.6%（実数）

平成37年 0歳～14歳：149,700人、10.2% 65歳以上：306,400人、20.9%（推計）

ア 比較的高い市税収入の割合

平成17年度の市税収入の決算額は、約2,628億円で⁹、指定都市の中では横浜市、大阪市、名古屋市に次ぐ額であり、また、普通会計¹⁰の歳入に占める市税収入の割合は51.2%で、指定都市平均を11.8ポイント上回るとともに、自主財源比率¹¹は67.2%で、指定都市平均を5.6ポイント上回り、神戸市、名古屋市に次ぐ高さとなっている¹²。(参考資料 資料1参照)



自主財源の比率 = 自主財源総額 / 歳入総額

⁹ 平成18年度の市税決算見込みは 約2,703億円である。

¹⁰ 地方財政統計上における会計区分。川崎市では、一般会計、母子寡婦福祉資金貸付事業会計、公害健康被害補償事業会計、勤労者福祉共済事業会計、墓地整備事業会計、公共用地先行取得等事業会計及び公債管理会計の7会計を合算したものの。

¹¹ 自主財源とは、地方税や使用料手数料等、地方公共団体が自主的に収入できる財源。歳入に占める自主財源の割合を自主財源比率という。

¹² 他都市との比較は平成17年度普通会計の決算で行っている。

平成 17 年度決算における市税収入率は、本庁と区役所が一体となった収納対策の取組みの結果、収入率が過去最低であった平成 12 年度の 93.9%から 1.7 ポイント改善し 95.6%となり¹³、指定都市の中で 5 番目に高い状況にある。(参考資料 資料 1 参照)このように、市税収入の歳入に占める割合が高いことから自主財源比率も高く、さらに、平成 15 年度以降普通交付税が不交付となり、平成 19 年度も引き続き不交付となったところである。¹⁴

川崎市は他都市と比較した場合、自主財源比率が高く不交付団体であること等から一般的には財政力が強固であるとされるが、他都市、周辺自治体と比較して抜きん出て恵まれた財政力を有する訳ではない。つまり、国の定める標準的な水準に比して著しく高い行政サービスを実施したり、市民負担を減じたりすることが可能な財政構造ではない。(参考資料 資料 2 参照)

これまでも、国による児童保護措置費負担金や生活保護費負担金の負担率の引き下げ¹⁵のような事例や、三位一体の改革においても、地方への税源移譲が不十分であったことなどの事例、また、神奈川県的全額補助で開始した「重度障害者医療費助成事業」においても、県の財政状況から補助率の一時的な引下げ¹⁶など、国や県の動向によっては市町村の財政運営に多大な影響となるような制度改正が行われてきた。さらに、現在、税収の偏在の是正を目的とした地方税制の見直しの動きもある。国や県の制度改正により市町村の財政負担に変化が生じることがあるため、このような改革に対しては、様々な機会を通じ、国・県に対し意見を述べるなど、働きかけることが必要である。

イ 今後は見込めない「土地売払収入」と「収益事業からの繰入金」

「財政危機宣言」を行わなければならなかった厳しい財政状況、つまり、歳入規模に見合った歳出規模となっていなかった大きな要因のひとつに、第 1 次改革プランの中で指摘していた、過去の臨海部等の土地の売り払いや浮島地区の地上権設定などによる巨額の財産収入、競輪事業と競馬事業の収益事業からの繰入金など、臨時的収入の大幅な減少による歳入構造の変化があった。

競輪・競馬事業からの繰入金については、昭和 47 年の指定都市移行後平成 7 年までの 24 年間、各年度において単年度で約 30 億円から 60 億円程度の繰入が行われていた。(次頁グラフ参照)昭和 47 年度を例にあげると、市税収入の決算額が 325 億円であったのに対し、競輪・競馬会計から 40 億円の繰入れを行い、歳入に占める割合も 5.0%となっていた。

しかしながら、バブル崩壊後、長引く景気低迷やレジャーの多様化等から、平成 8 年度の繰入金の決算額は 10 億円と大きく減少し、平成 15 年度決算からは 1 億円にとどまっている。

¹³ 平成 18 年度決算見込み 96.1%

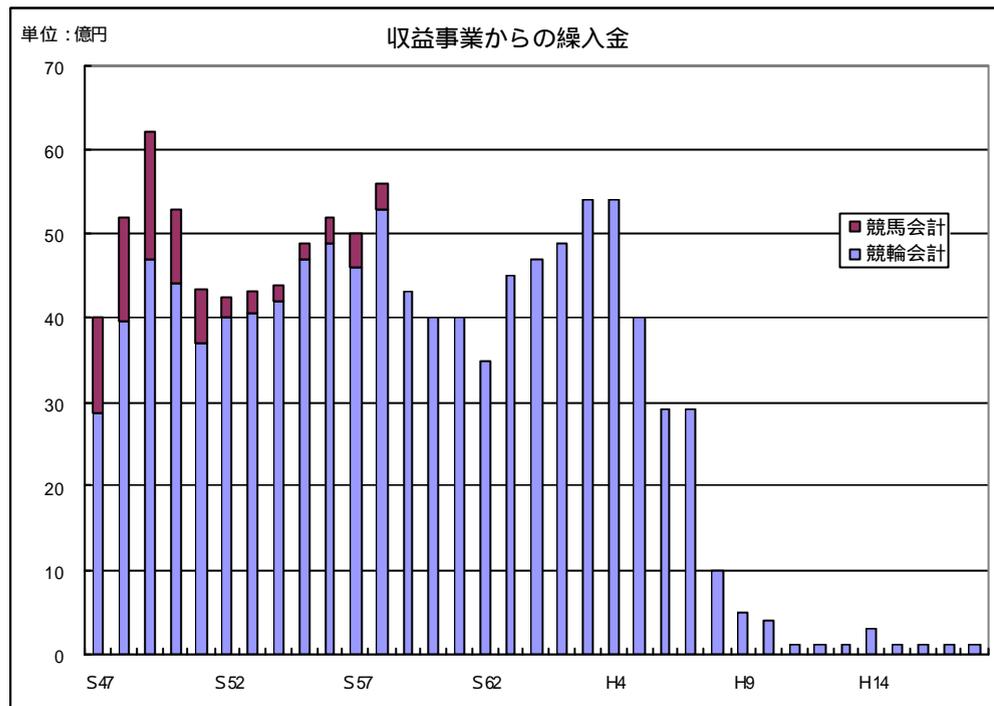
¹⁴ 平成 19 年度の指定都市の不交付団体 川崎市・千葉市・名古屋市

¹⁵ 児童保護措置費負担金 8/10 1/2(平成元年度) 生活保護費負担金 8/10 3/4(経過 昭和 60 年に 8/10 7/10 に、平成元年に 7/10 3/4)

¹⁶ 昭和 48 年補助率 100%。昭和 60 年度以降順次引下げられ平成 19 年度は 1/3 となっている。

また、同様に臨時的な収入である財産収入についても、低未利用地の売却等を行い、特に浮島地区の地上権設定により平成2年度から6年間に合計500億円を超える収入となっていたが、平成18年度決算では、25億円にとどまる見込である。

市税収入は増加傾向となってきたが、依然として厳しい財政状況にあるのは、こうした臨時的な収入を予定した歳出構造からの転換が十分に進んでいないことが要因のひとつであると言える。



ウ 見直しが求められている「従来手法の財源対策」

行財政改革プランの「財政フレーム」では、見込まれる収支不足に対応するため、行財政改革の効果とともに「従来手法の財源対策」を見込んでいる。「従来手法の財源対策」とは、低未利用地等の土地売却収入 財政健全化債（行政改革推進債）の活用¹⁷ 国民健康保険事業会計繰出金の未計上¹⁸ 減債基金¹⁹への満期一括積立の繰延²⁰ 下水道事業会計繰出金の抑制²¹であるが、この財源対策の手法にも限界が生じている。

土地売却収入については、売却の対象となる土地が減少し、また満期一括積立繰延べについては、平成18年度からの地方債の協議制度²²への移行に伴う新しい指標である「実質公債費比率」²³に大きな影響を与えることから、財源対策と

¹⁷ 行財政改革による効果額を償還財源として発行できる市債。平成18年度から「行政改革推進債」に名称変更。

¹⁸ 繰出金の所要額のうち、一部について計上しないもの。

¹⁹ 市債の償還の資金に充てるために積み立てている基金。

²⁰ 将来の市債償還に備え一定割合を積み立てるべきところ、銀行等引受債に限りその積立てを行わないもの。

²¹ 一般会計の「積立繰延べ」と同様に、下水道会計で積立繰延べを行うもの。

²² 地方債の発行について、これまでの原則「許可」から「協議」とするもの。

²³ 標準的一般財源の規模に対する実質的な公債費負担相当額の割合を測る指標。この値が18%を超えると地方債の発行に国の許可を要することとなる。

すべきではない。

また、下水道事業会計での満期一括積立の繰延による下水道事業会計繰出金の抑制は、企業債償還金の後年度負担等を考慮すると、慎重に対応することが必要である。

このように、財政フレームで見込んでいた「従来手法の財源対策」の見直しが必要となっている。

エ 減債基金からの借入れ

行財政改革プランでは、急激な事業の見直しが市民生活に与える影響を最小限とするため「減債基金からの借入れ」を財源対策として見込んでおり、第1次改革プランの財政フレームでは、平成15年度予算から借入れを想定し、平成21年度には借入れを行わずに収支均衡を図るとしていた。こうした財政フレームに基づき、平成15年度予算以降当初予算に減債基金からの借入れを計上²⁴している。

しかしながら、決算においては市税収入が予算額を上回ったことなどにより、平成15年度の17億円の借入れ以降、平成18年度まで新規借入れを行っていない状況にある。

減債基金からの借入れについては、減債基金への積立不足と同様に実質公債費比率を悪化させるものであり、可能な限り借入額の縮減が必要である。

(2) 歳出

ポイント

- ・ 義務的経費の増加が見込まれ、財政の硬直化が懸念される。
- ・ 他都市と比較すると投資的経費を抑えた財政運営となっている。
- ・ 多額の基準外の繰出金も、厳しい財政状況の要因のひとつとなっている。
- ・ 維持補修費が少なく、管理水準の引上げが必要である。

ア 義務的経費の増加

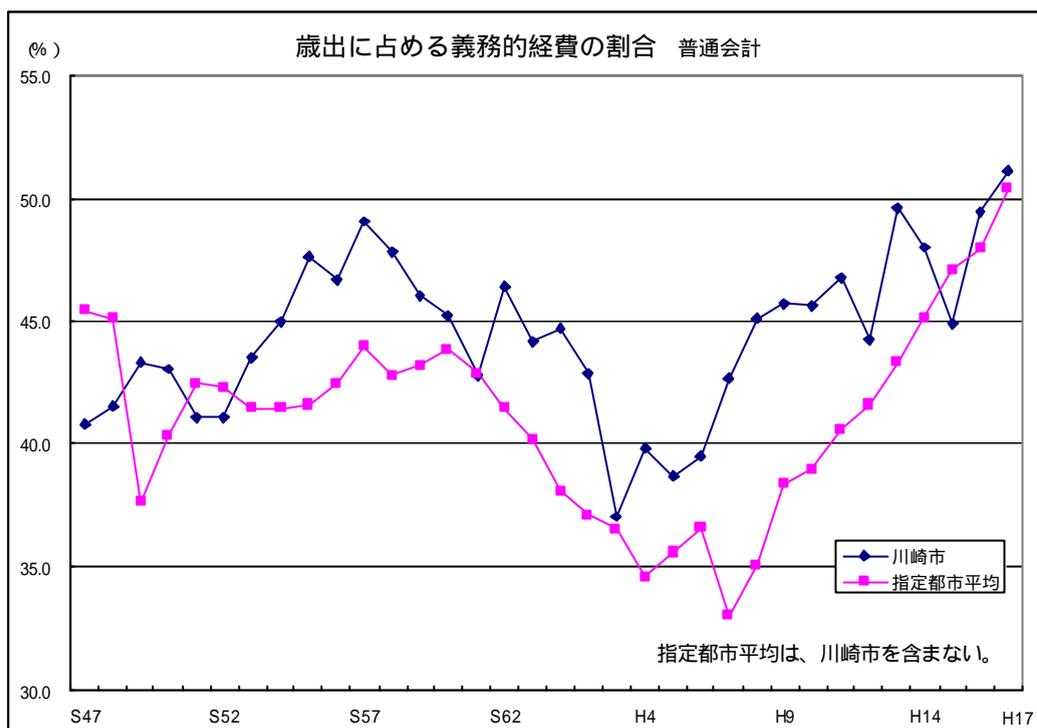
人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の歳出に占める割合は増加傾向にあり、平成17年度の一般会計及び普通会計決算で指定都市移行後はじめて50%を超え²⁵、他の指定都市平均よりも概して高い²⁶ものとなっている。扶助費については、本格的な少子高齢社会の到来により、また公債費については、満期一括償還地方債の減債基金への積立ルールの変更²⁷等により、今後も増加が見込まれるところであり、財政の硬直化が懸念される。

²⁴ 当初予算額 H15：79億円、H16：33億円、H17：98億円、H18：150億円、H19：150億円

²⁵ 一般会計決算 50.8% 普通会計決算51.1%

²⁶ 川崎市51.1% 指定都市平均50.4%（平成17年度普通会計決算）

²⁷ 平成17年度までは、発行後3年間据置き、以降、毎年度発行額の6%を積み立てる。平成18年度からは、据え置き期間を置かず、発行額の1/30を積み立てる。



(ア) 人件費

第 1 次改革プランでは、「他の指定都市と比較した場合の川崎市の特徴は、普通会計総額に占める人件費の割合の高さ」にあり、「この高い人件費が歳出構造の硬直化をもたらしている要因のひとつ」としていた。平成 12 年度普通会計決算において人件費比率は 23.1%であったが、その後の行財政改革の取組みにより、平成 17 年度決算では 21.5%²⁸と、1.6 ポイントの改善となったところである。(参考資料 資料 3 参照) しかしながら、指定都市 14 都市²⁹中第 1 位の比率であり、また、平成 19 年 4 月に公表された「市町村財政比較分析表(平成 17 年度普通会計決算)」では、人口 1,000 人当たり職員数は、14 都市中 5 番目に多い状況にある。このことは、類似団体である他の指定都市に比べ、行政体制に改善の余地があることを示すものであり、今後も引き続き人件費の縮減に取り組む必要がある。(参考資料 資料 1 参照)

なお、普通会計における人件費の決算額は、平成 12 年度が 1,268 億円、平成 17 年度が 1,089 億円であり、5 年間で 179 億円、14.1%の減となっている。(参考資料 資料 3 参照)

また、市民一人当たりの行政コスト計算書(脚注 35 参照)を他の指定都市と比較すると、コスト総額の比較ではさいたま市、静岡市に次ぐ低さであり、比較的効率的な行政運営といえる。しかしながら、「人にかかるコスト」が多い方から 5 番目であり、行政コスト計算書からも人件費の高さが分かる。(参考資料 資料 15 参照)

²⁸ 平成 18 年度決算見込み：20.7%

²⁹ 平成 17 年度に政令指定都市であった、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市を指す。

(イ) 扶助費

普通会計における扶助費の決算額は平成 12 年度が 574 億円で、歳出総額に占める割合は 10.5%、平成 17 年度が 812 億円で 16.0%と、238 億円、5.5 ポイントの増加であり、他の指定都市よりも 5 年間の伸びが大きい³⁰。

また、普通会計決算の扶助費のうち単独事業の歳出に占める割合は平成 12 年度 2.7%、平成 17 年度が 3.5%と、0.8 ポイントの増、指定都市の平均が平成 12 年度は 1.9%、平成 17 年度が 2.3%と 0.4 ポイントの増であり、指定都市平均よりも割合・伸びともに大きい。(参考資料 資料 3 参照)

平成 17 年度の単独事業費 179 億円のうち主なものは、医療費にかかるもの(小児医療費助成事業・老人医療費助成事業・重度障害者医療費助成事業)が 70 億円、公立保育所運営費 20 億円、福祉的措置による特別乗車証交付費 12 億円、高齢者外出支援事業費 11 億円等となっている。また、補助事業では、生活保護費の伸びが大きい³¹ことも川崎市の特徴のひとつとなっている。

(ウ) 公債費

公債費については、過去の投資の状況によるところが大きいですが、川崎市は平成 11 年度から平成 17 年度まで満期一括償還地方債の一部について減債基金への積立繰延べを行ってきたことから、結果として公債費の決算額が少ない状況となっている。しかしながら、この減債基金の積立繰延べによる積立不足が、実質公債費比率を悪化させることとなるため、平成 18 年度においては、当初予算及び補正予算において積立所要額の全額を措置し、平成 19 年度においても当初予算において所要額を措置している。今後も所要額の積立を行っていくことが必要であることから、公債費は増となる見込みである。なお、積立繰延べについては、当該年度の支出は抑えられるが、後年度に先送りをしたに過ぎず、なんら収支の改善につながるものではないことに留意すべきである。

また、福岡市等が財務諸表を分析する際採用している、市債の償還能力に対する市債残高の規模を把握する指標の「市債償還所要年数」³²を活用し、独自に試算すると、川崎市の平成 16 年度の値は 11.3 年であり、指定都市中さいたま市に次いで値が小さい。さらに、平成 17 年 3 月(財)自治総合センターの「地方公共団体の財務分析などに関する調査研究会報告書」で示された同様の指標である「将来負担返済年数」³³においても、川崎市は指定都市平均よりも値が小さい状況にある。(次頁グラフ参照)このことから、指定都市の中では、償還能力に対し市債残高等の規模は小さいほうであるといえる。

なお、市債残高については、近年は基盤整備のための財源ではなく、国の制度改正に伴い発行している「減税補てん債」、「臨時財政対策債」、「臨時税収補てん債」などのいわゆる「特例地方債」の発行残高が大きなものとなっている。この

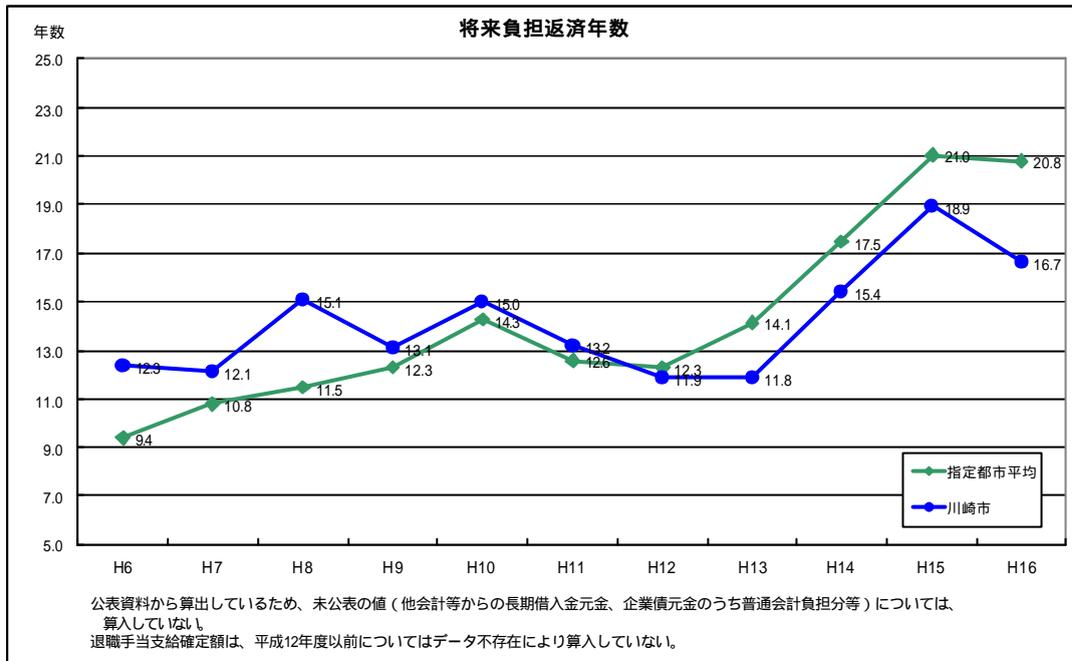
³⁰ 指定都市平均(川崎市除く) 平成 12 年度:1,003 億円、11.8% 平成 17 年度:1,222 億円、16.5% 219 億円(4.7 ポイント)の増

³¹ 川崎市 H12:311 億円、H17:428 億円(37.7%増) 川崎市を除く指定都市平均 H12:488 億円、H17:583 億円(19.3%増)

³² (市債残高 現金・預金)/市債償還充当可能財源

³³ (将来負担額 充当可能財源)/経常一般財源-(経常経費充当一般財源 公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分)

特例地方債の発行残高は、平成 17 年度末一般会計の市債残高 9,150 億円のうち 19.8%を占める 1,815 億円であり、将来の償還財源の確保等財政負担が大きくなっている。特に、臨時財政対策債については、制度創設時のとおり償還費用については基準財政需要額³⁴に算入され、交付税措置がなされているが、不交付団体である川崎市にとっては、その償還財源の全てが市税等となっている状況にある。



イ 比較的低い投資的経費

(ア) 歳出比較

昭和 49 年度からの普通会計の投資的経費の決算額の推移を他の指定都市と比較すると、各年度とも低いものとなっている。(次頁グラフ参照)これは、川崎市の市域面積が他都市と比べ狭隘であること等も要因のひとつと想定されるが、投資的経費は他の指定都市の平均を下回っており、川崎市は都市基盤整備等に対する投資を抑えてきたといえる。また、特に第 1 次改革プラン策定以降は「基本的に新規着工は 3 年間凍結」という方針により、厳しい財政状況とあいまって義務的経費等の支出増への対応が優先されたため、投資は限定的なものとなっている。

(イ) 企業会計的手法³⁵による比較

平成 17 年度普通会計の市民一人当たりのバランスシートを比較すると、昭

³⁴ 普通交付税の算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、また、施設を維持するために必要な財政需要を算定したもの。

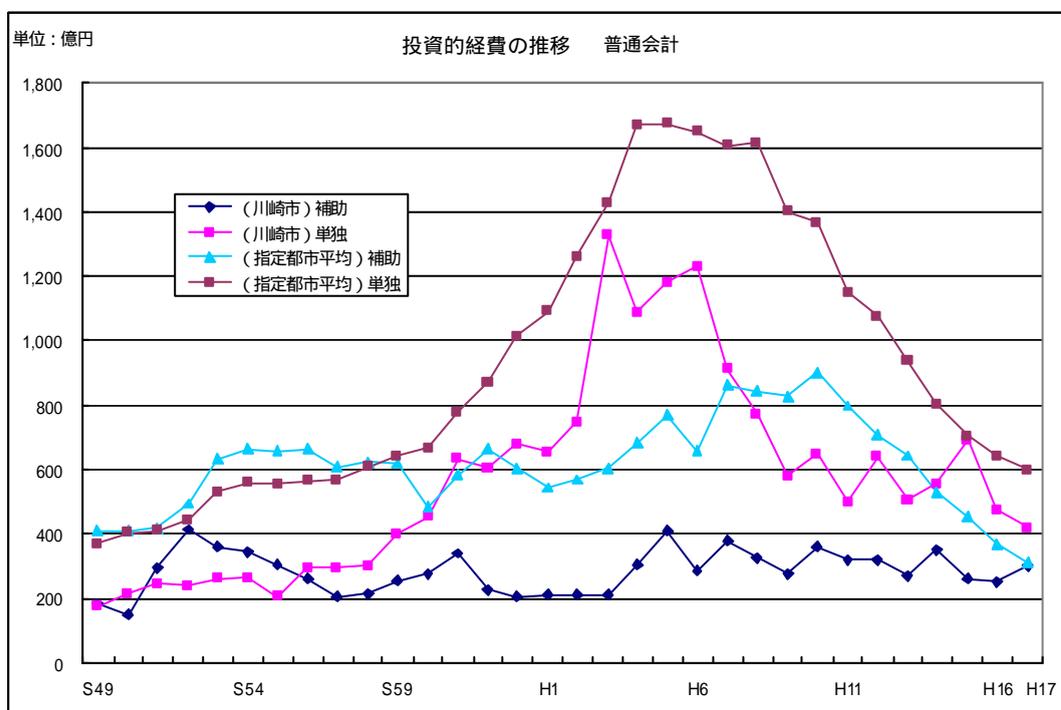
³⁵ いわゆる「総務省方式」に基づき作成したもの。「バランスシート」及び商法法人の損益計算書に相当する「行政コスト計算書」を作成している。

和 49 年度からの決算統計の普通建設事業費（投資的経費）の累計³⁶である「資産」の部は、指定都市の中で多いほうから 11 番目、市債残高等である「負債」は多いほうから 10 番目となっている。川崎市の細長い地形や市域面積の狭さにもよるが、消費的経費が多く投資的経費が少なかった結果である。

また、投資的経費が少ないことから、財源として活用した市債も少ないため、市民一人当たりの負債の額も他の指定都市平均と比較して低い³⁷ものとなっている。（参考資料 資料 15 参照）

川崎市の平成 12 年度から 17 年度までの行政コスト計算書の減価償却費の平均は、約 470 億円となっている³⁸。つまり、この額を維持更新にかかる経費として確保していれば、施設や都市基盤の適切な更新がなされていると考えることができる。しかしながら、施設等の更新にかかる経費は、平成 16 年度と平成 17 年度の普通会計決算の投資的経費（普通建設事業費）を分析した結果、平成 16 年度が 239 億円、平成 17 年度が 265 億円であった。減価償却費に対し 5 割程度しか確保されておらず、この 2 年間のみを分析した場合、適切な更新がなされていないといえる。

ただし、投資的経費と減価償却費の関連は必ずしも短期的にバランスさせる必要はないため、中長期的な投資的経費とその財源とすべき減価償却費の関連を分析し、適切な更新がなされるような設備投資計画が策定されているかの検証が必要である。



³⁶ 普通会計の普通建設事業費を累計するとともに、減価償却を行っている。

³⁷ 市民一人当たり 743 千円 指定都市平均（川崎市を除く） 817 千円

³⁸ 平成 12 年度：46,240 平成 13 年度：46,560 平成 14 年度：46,947 平成 15 年度：47,587 平成 16 年度：47,678 平成 17 年度：47,701
（単位：百万円）

ウ その他の経費

(ア) 他会計への多額な基準外繰出金

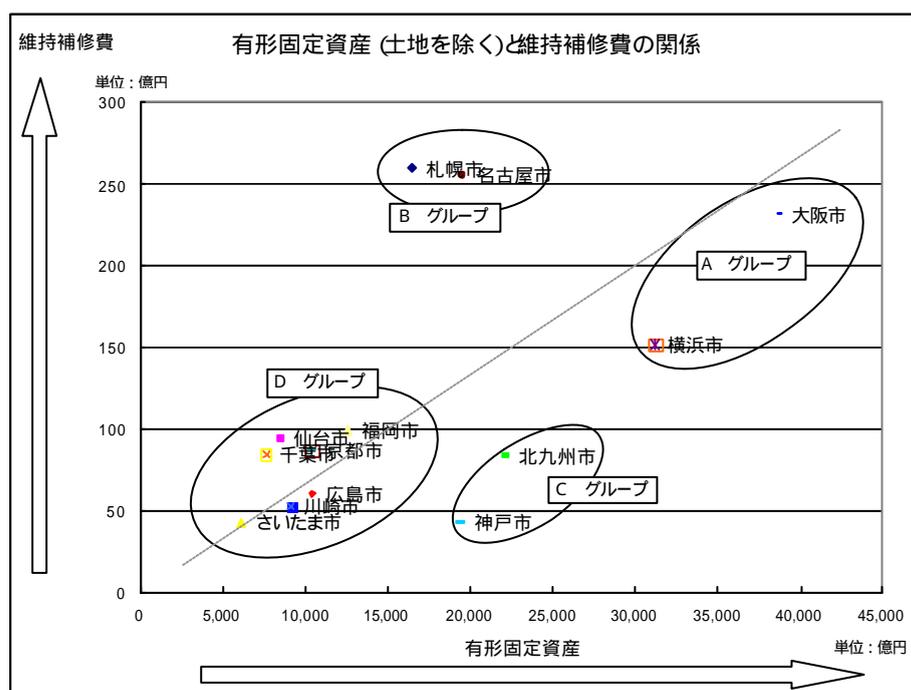
一般会計から特別会計や企業会計への繰出金³⁹の平成 18 年度決算見込み額は 563 億円となっているが、このうち法令・通達等に基づく繰出金（以下、基準内繰出金という。）は、377 億円で、残り 186 億円は基準外の繰出金となっている。また、他会計への繰出金は 16 会計へ行っているが、基準内繰出金のみである会計は、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計の 2 会計のみである。

基準外の繰出金の主なものは、国民健康保険事業会計への 105 億円、下水道事業会計への 20 億円、自動車運送事業会計への 17 億円等となっている。基準外の繰出金が、一般会計歳出全体の 3.5%を占める状況にあり、他会計の自立した運営を促し、繰出金の縮減に努めるべきである。

(イ) 適切な維持補修費の確保

維持補修費については、その都市の有する有形固定資産に大きく左右されるため、バランスシートの有形固定資産に対する維持補修費の割合で他都市と比較すると、川崎市の維持補修費は指定都市平均より低いものとなっている。（参考資料資料 14 参照）

川崎市は、厳しい財政状況から維持補修費等の経費を削減することを余儀なくされていたと言え、他都市平均を下回る状況を勘案すると、施設や設備の管理水準が低い状況にあるとも言える。維持補修費の確保により管理水準の引上げが必要である。



³⁹ 一般会計から他の会計へ支出しているもの。性質別では、「繰出金」「出資金」「補助費等」に、分類される。

(ウ) 効率的な施設管理

平成 15 年の地方自治法の改正をうけ、川崎市においても平成 19 年 4 月現在 179 施設において指定管理者制度の導入がなされ、一定の財政的な効果も生じているところである。

今後も様々なサービス提供手法の検討を行い、費用対効果が期待できる領域や民間主体でもサービスの安全性・継続性・確実性の確保が可能と判断できる領域については積極的に民間活力の導入を図り、限られた財源を有効に活用すべきである。

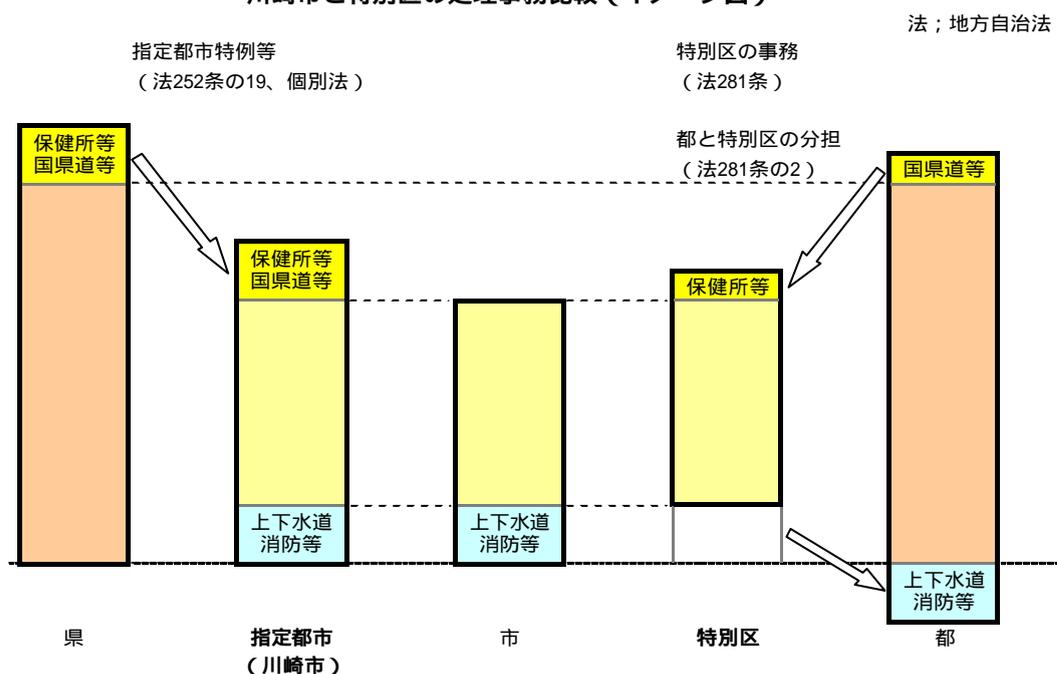
エ 東京都 23 区との比較

川崎市は指定都市であるため、これまでの財政運営上で比較の対象としていたのは同様の権能を有する他の指定都市であったが、川崎市の立地状況から、近隣の都区部をその比較対象とする必要もある。そのため、東京都 23 区いわゆる特別区との比較によりその財政状況等を検証してみることにする。

東京都と特別区との間には「都区制度」という大都市制度が適用されており、行政上の特例や、それに伴う税制上の特例が地方自治法及び地方税法等の法令に定められている。

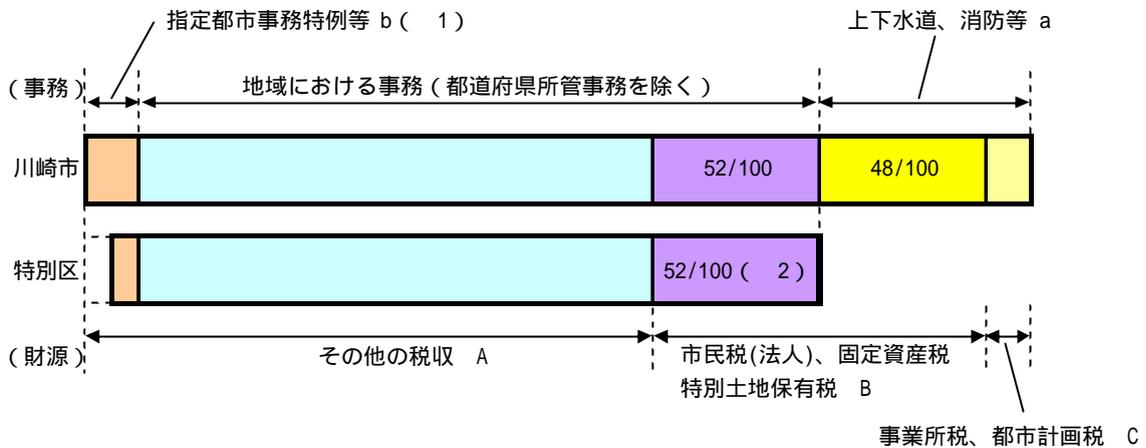
一般的に市町村の処理することとされている事務の比較では、主に上下水道の設置管理に関する事務や、消防に関する事務等については、東京都の事務とされており、川崎市とは相違がある。しかしながら、特別区は保健所や福祉事務所の設置など都道府県事務を処理している部分については、川崎市と同様の事務を処理している。

川崎市と特別区の処理事務比較（イメージ図）



このような都区制度の適用を前提として、都区財政調整制度が定められているところである⁴⁰。

川崎市と特別区の財政状況比較



- 1 指定都市事務特例等には個別法により指定都市又は特別区が処理する事務を含む。
- 2 平成19年度、55/100に改正。

上図のように、特別区では一般市が賦課徴収している法人市民税、固定資産税、特別土地保有税については、東京都が収納し、その一定割合(平成17年度は52%)が特別区財政調整交付金として交付されている。また、特例として市町村税のうち事業所税及び都市計画税も東京都が賦課徴収している。

そのため、財政面から比較するために、歳入においては川崎市の經常一般財源のうち税収の法人市民税・固定資産税・特別土地保有税の合計額の48%と、さらに事業所税と都市計画税の全額を除いたものと、特別区の經常一般財源と特別区財政調整交付金との合計額を住民一人当たりで比較すると、全ての区で川崎市を上回っており、特別区のほうが政策的経費に活用可能な財源が多いといえる。(参考資料 資料4参照)

また、歳出を住民一人当たりで比較すると、川崎市は人件費、公債費、投資的経費が特別区を上回っている。特に、公債費と投資的経費に大きな差が生じており、起債残高も同様に川崎市のほうが多額となっている。これは主に、特別区と指定都市の処理事務に相違があり、川崎市は、消防や国県道事業、さらに上下水道事業等の事務を処理していることによるものである。(参考資料 資料6・7参照)

歳入同様に特別区と比較するため、処理している事務に応じ、消防・上下水道・国県道の事業費を除き歳出を比較すると、特別区のほうが人件費、扶助費、その他経費で川崎市を上回る事となる。また、平成17年度市町村財政比較分析表を見ると、人口1,000人当たり職員数では、特別区の平均が8.02人、川崎市が8.49人であり川崎市の職員数が多い。しかしながら、川崎市の職員のうち、特

⁴⁰ 都は、特別区のある地域において都道府県事務のほか、本来は市町村が行う事務のうち、例えば上下水道や消防等、大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、一体的に実施する必要がある事務(いわゆる大都市事務)を行っている。こうしたことから、税制上でも、都は府県税のほか、市町村税である固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税を賦課徴収している。特別区相互間における税源の著しい偏在や昼夜間人口の格差という地域特性があること等を踏まえ、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整のため、都が賦課徴収している市町村税のうち上記三税の一定割合を財源として、特別区財政調整交付金を特別区に交付している。

別区が事務処理していない消防事務に従事している消防職員（1,409人）を除いた場合の1,000人当たり職員数は7.40人となり、川崎市の職員数が少なくなる。また、ごみ収集については特別区が実施しているが、焼却等その後の処理については一部事務組合を組織し運営にあっていることから、一部事務組合の職員数を加算すると、住民一人当たりの職員数の差は、さらに拡大することとなる。

このように、特別区は歳入総額に対する一般財源の割合や住民一人当たりの一般財源等から川崎市と比較すると、歳入面で政策的経費に活用可能な財源が豊かであること等から、特別区では川崎市よりも多くの人的配置を行い住民サービスを提供しており、また扶助費が多いことから直接給付的なサービスも多いと想定される。

前述したように、川崎市は自主財源比率の高さなどから、指定都市の中では相対的に恵まれた歳入構造であると言えるが、事務配分と財源配分を考慮し比較すると、特別区の財政面での優位性が明らかである。

川崎市が厳しい財政状況にあるのは、歳出構造の一部に課題があることは勿論のことであるが、指定都市の権能に応じた税財源が配分されていないことも、その理由のひとつであるともいえる。（参考資料 資料5参照）こうしたことから、事務配分に応じた税財源の配分が行われるよう、国や県に対し強く働きかけることが必要である。

（3）国の動向等への的確な対応

ポイント

- ・ 歳出・歳入一体改革や公会計制度改革等、制度が大きく変動する見込みであり、その動向を注視し、的確に対応する必要がある。
- ・ 債務分析等を行い、将来負担を把握しておくことも重要である。

ア 歳出・歳入一体改革への対応

平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」いわゆる「骨太の方針2007」では、歳出・歳入一体改革について、「財政健全化の一里塚として「基本方針2006」で示された歳出・歳入一体改革を確実に実現する。」⁴¹としており、また、「進路と戦略」においても、この改革を前提としたものとなっている。三位一体の改革の川崎市への影響⁴²は、国庫補助負担金の改革と税源移譲の面ではプラスの効果となったが、地方交付税の改革では、地方財政計画の規模の抑制による財源不足額の圧縮により、臨時財政対策債が大きく削減された。

従って、川崎市においても、歳出・歳入一体改革による影響が多大なものと想定されるため、改革の動向を注視する必要があるとともに、的確に対応できるようさらなる歳入の増加策や歳出削減策を検討する必要がある。

⁴¹ 今後5カ年の改革により国・地方の歳出合計で、14.3兆円から11.4兆円の削減（11.2%～8.9%）を行うとしている。

⁴² 平成16年度予算から18年度予算における影響額

国庫補助負担金 約56億円 所得譲与税 約78億円 臨時財政対策債 約145億円

イ 地方分権改革の動向

平成 18 年に「地方分権改革推進法」が制定され、平成 19 年 4 月には内閣府に「地方分権改革推進委員会」が設置されるなど、第二期の地方分権改革がスタートしている。今後の推進委員会での議論等を注視するとともに、あらゆる機会を捉え各地方公共団体とも協力し、地方の声を国に向け発信すべきである。

ウ 新たな公会計制度の動向

地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任のある地域経営が求められており、そのためには内部管理強化と住民等への分かりやすい財政情報の開示が不可欠である。こうしたことから、国においても新たな公会計制度の検討がされ、検討結果に基づく報告書⁴³を基に、平成 21 年度には新たな財務諸表⁴⁴による決算状況の報告を地方公共団体に求めているところである。

新たな財務諸表のモデルによる試算を行うとともに、今後の国や他団体の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

エ 将来的な財政負担に係る債務分析

これまでの財政状況の分析では、従来の実質収支比率⁴⁵や起債制限比率⁴⁶などのフロー指標では捉えきれない場合があることから、将来の債務償還能力などのストック面に着目することが重要となっている。財政健全化法で示された指標⁴⁷や、(財)自治総合センターや(財)関西社会経済研究所から、財務分析のための新たな指標⁴⁸等も報告されている。川崎市においても、こうした新たな指標を研究するなど、的確に財政状況を分析・把握し、持続可能な財政運営に活用していく必要がある。

なお、その際には、普通会計に限らず将来にわたる各種ストック情報や公営企業、地方公社、出資法人等の状況を分析・把握し、客観的に普通会計が負担する蓋然性の高いものは実質的な将来負担として捉えるべきである。

⁴³ 平成 18 年 5 月公表

⁴⁴ 「地方公共団体財務書類作成に係る基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成に係る総務省方式改訂モデル」の 2 つのモデルが提案された。また、従来の「貸借対照表」等に加え、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」を新たに作成することとされた。

⁴⁵ 実質収支 / 標準財政規模 × 100

⁴⁶ 平成 17 年度までの地方債の許可制限に係る指標。一定水準以上の団体に対しては、一部の地方債の許可がなされない。

⁴⁷ 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 (P40 以降参照)

⁴⁸ 自治総合センターの指標： 将来負担比率 将来負担返済年数 単年度財政余力比率

関西社会経済研究所の指標： 資金繰りをあわす指標 (実質単年度収支比率 等) 償還能力を現す指標 (債務償還可能年限 等)

第2章 収支見通し

今後の財政運営を考察するため、平成19年度予算を基点とし、平成29年度までの一般財源ベースの10年間の収支見通しを、以下の前提条件のもとに、「人件費」、「扶助費」、「公債費」、「投資的経費」、「その他経費」に区分し、これらの経費について、高位・中位・低位の3通りの試算を行った。なお、試算にあたっては行政改革推進債の活用等「従来手法の財源対策」は採用しないものとしている。

1 試算の主な前提条件

【 人口 】

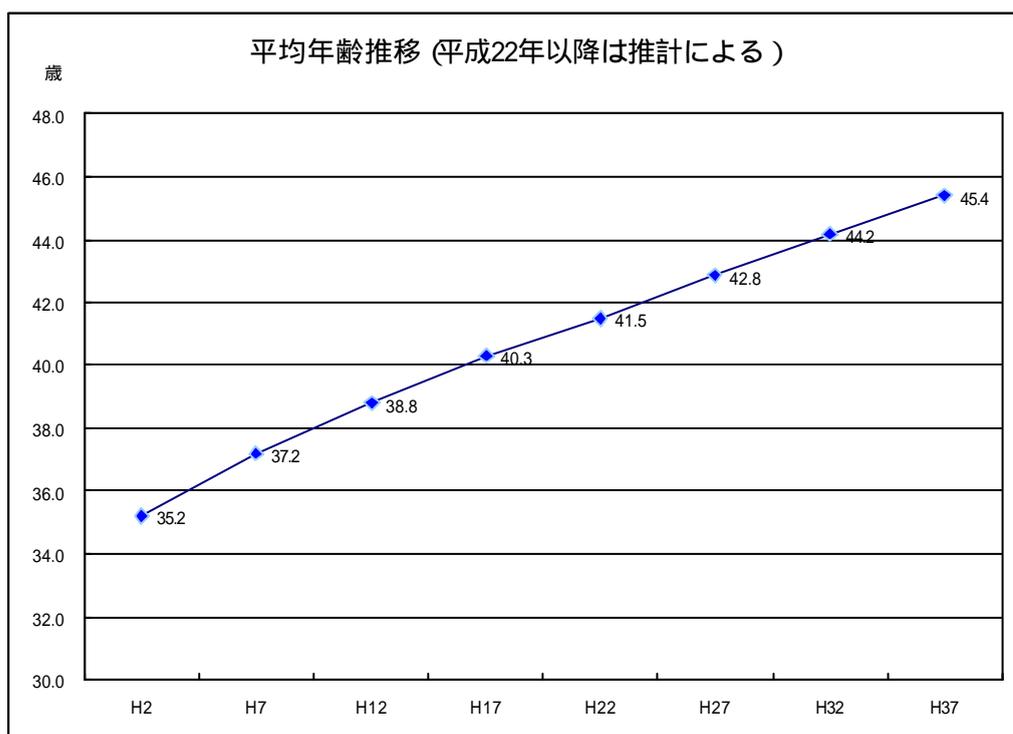
平成19年5月に川崎市総合企画局から公表された「将来人口推計調査」による。

(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	1,327,000	1,398,300	1,441,000	1,460,000	1,466,300
0歳～14歳	174,200	180,200	176,300	164,800	149,700
15歳～64歳	957,700	983,200	987,500	998,800	1,010,200
65歳以上	194,200	234,900	277,200	296,400	306,400

平成17年は実績値だが端数処理している。また、合計値には年齢不詳分を含む。

なお、川崎市の平均年齢の推移は以下のとおりである。



【 歳入 】

項目	平成20年度以降の推計の考え方
市 税	
市民税	個人・法人の別に人口動態や企業収益の動向、さらに物価上昇 ⁴⁹ による影響を見込む。
固定資産税	土地・家屋・償却資産の別に見込み、特に、家屋のうち建設予定が把握できているものについては、見込みに加算した。
その他	各税目ごとに近年の動向を参考に見込む。
地方譲与税・県交付金	各款毎に近年の動向を参考に見込む。
地方交付税	普通交付税は、引き続き不交付と見込む。
臨時財政対策債	「進路と戦略」で見込んでいる地方財政の姿を参考とし、平成27年度まで毎年度15億円減額を見込み、平成28年度以降廃止を見込む。

【 歳出 】

項目	平成20年度以降の推計の考え方
人件費	退職手当は退職動向に合わせて見込み、退職手当以外は、以下の職員の削減予定に合わせてるとともに、ベースアップを平成20年度以降、物価上昇率と同率を見込む。
高位推計	「川崎市集中改革プラン」 ⁵⁰ で見込んでいる平成22年度までの削減数を見込み、23年度以降は職員の削減は行わない。
中位推計	「3年間で約1,000人」の削減を、平成22年度以降も継続する。
低位推計	「川崎市集中改革プラン」で見込んでいる平成22年度までの削減数を見込み、以降は退職者数と同数を削減する。
扶助費	扶助の費目別に、人口動態や物価上昇を見込む。
高位推計	生活保護費国庫負担金の負担率が3/4から1/2に引下げられ、その他の制度は変更がないものと見込む。
中位推計	現行制度が存続すると見込む。
低位推計	歳出・歳入一体改革で見込んでいる社会保障費の「5年間で1.6兆円程度の歳出改革」を見込む。
公債費	投資的経費に合わせ、見込む。
投資的経費	平成20年度の規模を次のとおりとし、以降は物価上昇を見込む。
高位推計	過去20年間の決算額の平均規模を見込む。
中位推計	平成19年度予算額と同等規模を見込む。

⁴⁹ 「進路と戦略」で見込んでいる4パターンの単純平均を採用。H20：1.2%、H21：1.7%、H22：1.8%、H23以降：1.8%

⁵⁰ 平成18年3月公表 取組み期間：平成17年度から平成21年度 この期間において、職員数を1,700人削減する計画となっている。

	低位推計	歳出・歳入一体改革で見込んでいる公共事業費3%減を見込む。
その他経費		
	高位推計	下水道事業会計の建設改良費を平成19年度予算よりも増額で見込む。また、歳出・歳入一体改革で見込んでいる社会保障費の減による影響を病院事業会計繰出金に反映する。 維持補修費については増額を、物件費等については物価上昇を見込む。
	中位推計	下水道事業会計の建設改良費を平成19年度予算額と同等規模で見込み、維持補修費については増額を、物件費等については物価上昇を見込む。
	低位推計	下水道事業会計の建設改良費を減額、国民健康保険事業会計等への繰出金については、歳出・歳入一体改革で見込んでいる社会保障費の減を見込む。 また、物件費や維持補修費等については据置き、補助助成金の見直しを継続して実施すると見込む。

2 項目別の試算結果

ポイント

- ・ 市税については人口やマンション建設等による課税対象の増等により毎年度1.3%から2.7%程度の増が見込まれる。
- ・ 人件費は、平成24年まで減少するが、高位推計では増加、中位推計では微増、低位推計では横ばいとなる。
- ・ 扶助費は、少子高齢社会の影響からいずれの推計においても増加が見込まれる。
- ・ 投資的経費は、いずれの推計においても増加が見込まれる。

(1) 歳入 (参考資料 資料8・9参照)

歳入の根幹である市税については、人口や課税所得の増及び企業収益の増等から市民税が増となるとともに、家屋の増等により固定資産税が増となることなどから、市税全体では、平成19年度予算の2,822億円が、平成29年度には3,352億円18.8%の増と見込まれる。

ア 個人市民税

平成19年度予算の1,110億円から、人口増等により毎年度1.1%以上の増を見込み、平成29年度には1,346億円に増加する。

イ 法人市民税

平成 19 年度予算の 265 億円から、企業収益の増等により平成 29 年度には 366 億円に増加する。

ウ 固定資産税

土地については、評価替えの年度に上昇するがその後減少すると見込まれるため、平成 19 年度と平成 29 年度の比較では、451 億円と 454 億円とほぼ同額程度となる。

家屋については、マンション開発動向を見込み、平成 19 年度の 405 億円から、平成 29 年度の 592 億円へと大幅な増となる。

償却資産については、近年の動向から大規模な設備投資がないと想定されることから、平成 19 年度の 195 億円から平成 29 年度には 164 億円に減少する。

エ その他の税目

その他の税目は、軽自動車税、事業所税等については、近年の税収動向を勘案し、また、都市計画税については、固定資産税の見込みに合わせ見込んだ結果、平成 19 年度の 391 億円から平成 29 年度には 425 億円に増加する。

(2) 歳出

ア 人件費 (参考資料 資料 10 参照)

(ア) 高位推計

前提条件として、「川崎市集中改革プラン」で見込んでいる平成 17 年 4 月から平成 22 年 4 月の 5 年間で約 1,700 人 (11.4%) の職員数の削減を見込み、平成 17 年 4 月 1 日現在の川崎市の職員数が、14,929 人であるため、平成 22 年 4 月に 13,200 人程度の職員数と想定し、平成 22 年度以降は同数を見込んだものである。また、平成 20 年度以降については、物価上昇と同率 (P18 脚注 49 参照) のベースアップを見込んだものである。

退職手当については、平成 19 年度から平成 21 年度までの間、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎え、全会計合計で約 1,750 人の退職者が発生するため、一般会計において平成 20 年度及び平成 21 年度に 150 億円を超える規模となり、その後、100 億円程度で推移する。中位推計及び低位推計とも同一とする。

退職手当以外の人件費については、平成 19 年度一般財源で 885 億円であったものが、職員数の減により、平成 22 年度には 798 億円にまで減少する。その後は職員数が一定のため、ベースアップにより増加し、平成 29 年度には 867 億円となる。

そのため、平成 29 年度の退職手当を含めた人件費は、一般財源で 980 億円となる。

(イ) 中位推計

前提条件は、改革プランの目標である「3年間で約1,000人の削減」を今後も継続実施し、平成18年度予算から平成29年度予算までに、全会計で合計4,000人の削減を見込んだものである。

その結果、平成22年度予算までは上位推計と同一であり、その後職員数の削減を継続するため、退職手当以外の人件費の一般財源は平成29年度には804億円まで減少する。

そのため、平成29年度の退職手当を含めた人件費は、一般財源で917億円となる。

(ウ) 低位推計

前提条件は、「川崎市集中改革プラン」で見込んでいる職員数を削減、その後、定年退職者と同数の削減を行い、平成18年度予算から平成29年度予算までに、全会計合計で4,552人の削減を見込んだものである。

その結果、平成22年度予算までは上位推計と同一であり、その後退職者と同数の職員数の削減を行うため、退職手当以外の人件費の一般財源は平成29年度には784億円まで減少する。

そのため、平成29年度の退職手当を含めた人件費は、一般財源で897億円となる。

イ 扶助費 (参考資料 資料11参照)

(ア) 高位推計

前提条件は、現行の制度が全て継続すると見込み、人口動態や物価上昇と同率の単価の増を見込むが、三位一体の改革の中で議論となった生活保護費国庫負担金の負担率が、平成20年度3/4から1/2に引き下げられた場合を想定したものである。

その結果、扶助費は、平成19年度一般財源で387億円であったものが、平成20年度に121億円の負担増となり、平成29年度には654億円となる。

(イ) 中位推計

前提条件は、現行の制度が全て継続すると見込み、人口動態や物価上昇と同率の単価の増を見込んだものである。

こうした場合においても高齢人口の増等により、平成19年度一般財源で387億円に対し、平成29年度には123億円増の510億円となる。

(ウ) 低位推計

前提条件は、歳出・歳入一体改革で想定している社会保障費の削減を見込むとともに、人口動態や物価上昇と同率の単価増を見込んだものである。

その結果、扶助費の平成 29 年度の一般財源は、中位推計よりやや低い、450 億円となる。

ウ 投資的経費及び公債費 (参考資料 資料 12 参照)

(ア) 高位推計

前提条件は、過去 20 年間の一般財源のほぼ平均値である 400 億円を基本に、以降は物価上昇を見込んだ。なお、公共建築物の耐震対策については、一般財源で毎年度 1 億円(事業費 10 億円)を別途上乘せした。

その結果、投資的経費は平成 29 年度には一般財源で 456 億円となる。また、公債費も大きく増加し、平成 29 年度には、投資的経費の拡大に伴い中位推計と比較し 62 億円の増となる。また、後述の中位推計と比較すると投資的経費と公債費の増により、一般財源で 188 億円の増となる。

(イ) 中位推計

前提条件は、平成 19 年度と同額を基本に、平成 20 年度以降物価上昇を見込み、公共建築物の耐震対策については、上位推計と同様に見込んだものである。

その結果、平成 19 年度一般財源で 263 億円が、平成 29 年度には 330 億円となる。

(ウ) 低位推計

前提条件は、平成 19 年度と同額を基本に、歳出・歳入一体改革で見込んでいる公共事業の減を考慮し、平成 20 年度に 3%減額した後、平成 21 年度以降物価上昇を見込んだものである。なお、公共建築物の耐震対策については、上位推計と同様に見込んだ。

その結果、物価上昇を見込んだため平成 29 年度は一般財源で 326 億円と、中位推計とほぼ同等規模となる。また、公債費を合わせても、平成 29 年度で中位の推計と比較しても 16 億円の減にとどまっている。

エ その他経費 (参考資料 資料 13 参照)

(ア) 高位推計

主な前提条件は、下水道事業会計への繰出金については、同会計の建設改良費の事業費を平成 19 年度予算より増額を見込み、病院事業会計における歳出・歳入一体改革で見込んでいた社会保障費の歳出改革の影響を反映するとともに、その他の会計への繰出金については、人口動態や物価上昇等見込んだものである。

その結果、平成 19 年度一般財源で 1,322 億円が、平成 29 年度には 254 億円増の 1,576 億円となる。

(イ) 中位推計

主な前提条件は、下水道事業会計への繰出金については、同会計の建設改良費の事業費を平成 19 年度予算と同額で見込むとともに、その他の会計への繰出金については、人口動態や物価上昇等見込んだものである。

その結果、平成 19 年度一般財源で 1,322 億円が、平成 29 年度には 234 億円増の 1,556 億円となる。

(ウ) 低位推計

主な前提条件は、下水道事業会計への繰出金については、同会計の建設改良費の事業費を平成 19 年度予算より減額で見込むとともに、物件費及び維持補修費については平成 19 年度と同額を見込み、さらに補助助成金についても減額を見込んだものである。

その結果、平成 19 年度一般財源で 1,322 億円が、平成 29 年度には 73 億円の増にとどまり、1,395 億円となる。

3 今後10年間の収支見通し（一般財源ベース）

高位収支見通し (人件費：高位 扶助費：高位 投資的経費：高位 その他経費：高位) (単位：億円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入合計	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791
市税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
その他	864	723	1,102	746	757	663	605	567	528	472	439
歳出合計	3,686	4,120	4,557	4,245	4,345	4,285	4,343	4,409	4,423	4,463	4,501
人件費	967	979	966	930	922	917	933	937	956	973	980
扶助費	387	508	527	545	562	577	592	607	624	638	654
公債費	747	768	1,060	737	819	751	783	825	798	813	835
投資的経費	263	386	393	400	408	416	423	431	439	447	456
その他経費	1,322	1,479	1,611	1,633	1,634	1,624	1,612	1,609	1,606	1,592	1,576
収支過不足	0	530	538	509	559	541	615	676	643	689	710

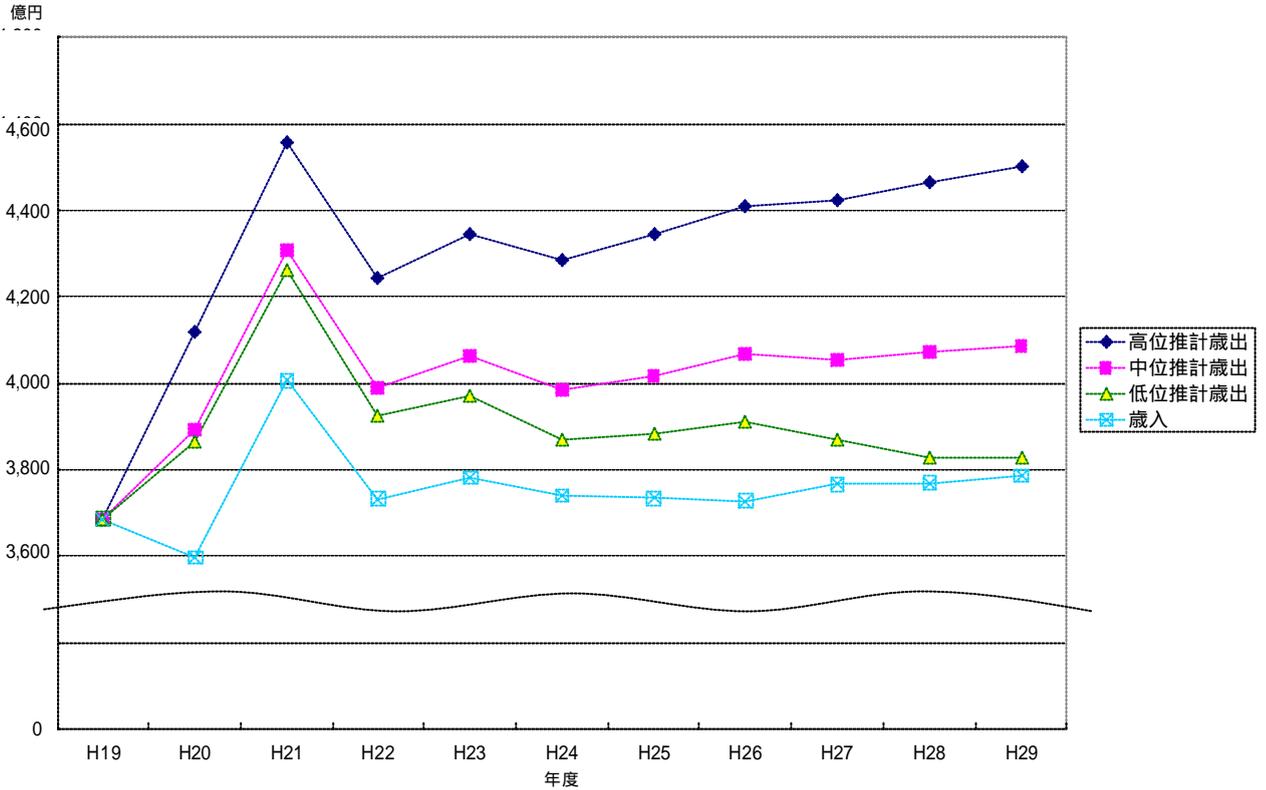
中位収支見通し (人件費：中位 扶助費：中位 投資的経費：中位 その他経費：中位)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入合計	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791
市税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
その他	864	723	1,102	746	757	663	605	567	528	472	439
歳出合計	3,686	3,893	4,306	3,987	4,062	3,983	4,017	4,067	4,053	4,072	4,086
人件費	967	979	966	930	914	899	906	901	911	919	917
扶助費	387	400	414	428	442	453	464	476	489	499	510
公債費	747	768	1,054	725	800	725	750	785	752	759	773
投資的経費	263	284	284	289	295	301	306	312	318	324	330
その他経費	1,322	1,462	1,588	1,615	1,611	1,605	1,591	1,593	1,583	1,571	1,556
収支過不足	0	303	287	251	276	239	289	334	273	298	295

低位収支見通し (人件費：低位 扶助費：低位 投資的経費：低位 その他経費：低位)

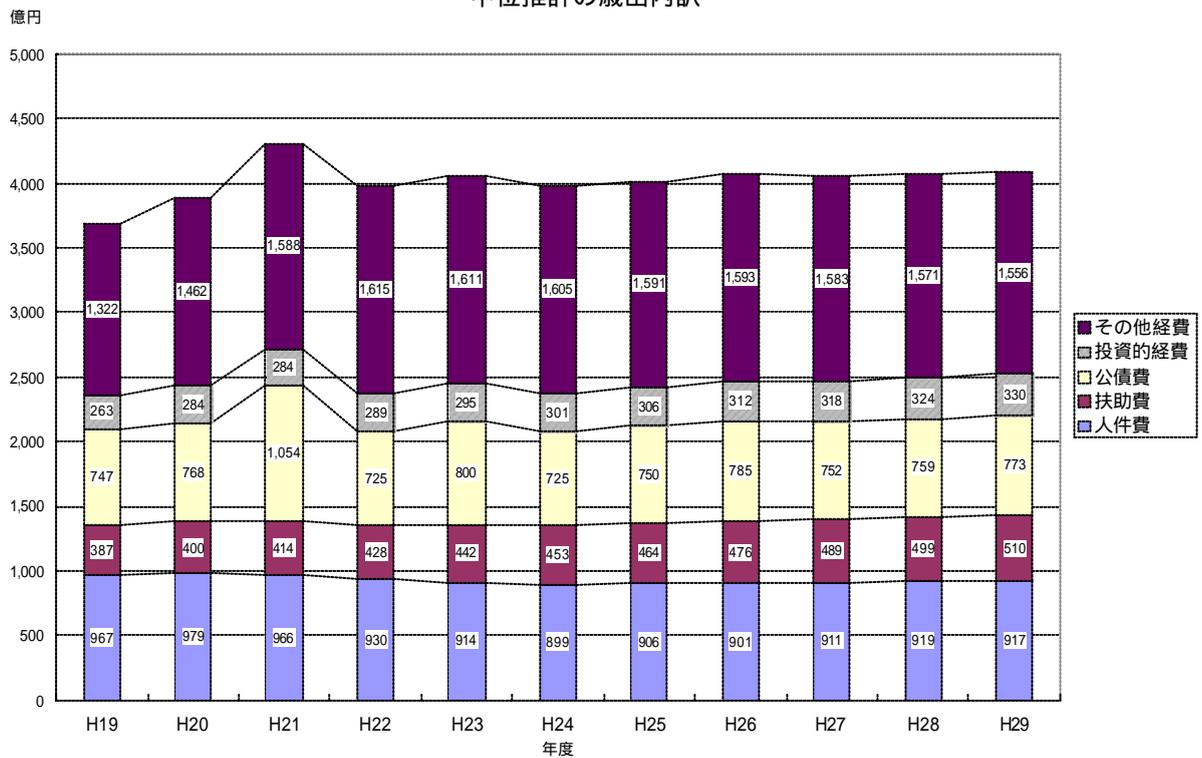
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
歳入合計	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791
市税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
その他	864	723	1,102	746	757	663	605	567	528	472	439
歳出合計	3,686	3,865	4,263	3,925	3,970	3,869	3,882	3,909	3,871	3,830	3,829
人件費	967	979	966	930	908	890	895	887	895	900	897
扶助費	387	396	405	414	422	427	433	438	443	447	450
公債費	747	768	1,052	722	796	719	743	777	742	748	761
投資的経費	263	275	280	286	291	297	302	308	314	320	326
その他経費	1,322	1,447	1,560	1,573	1,553	1,536	1,509	1,499	1,477	1,415	1,395
収支過不足	0	275	244	189	184	125	154	176	91	56	38

今後10年間の収支見通し



いずれの推計においても平成21年度の歳出が増加しているが、これは総合的土地対策として平成15年度に発行した土地開発公社への転貸債(231億円)の償還のためである。

中位推計の歳出内訳



4 平成 29 年度までの収支見通し

ポイント

- ・ 高位収支見通しでは、平成 29 年度まで単年度で約 510 億円から約 710 億円の収支不足が生じる。
- ・ 中位収支見通しでは、平成 29 年度まで単年度で約 240 億円から約 340 億円の収支不足が生じる。
- ・ 低位収支見通しでは、平成 29 年度まで単年度で約 40 億円から約 280 億円の収支不足が生じる。

(1) 高位収支見通し

人件費、扶助費、投資的経費、その他の経費の全てを高位推計とした「高位収支見通し」の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ・ 人件費については、「川崎市集中改革プラン」で見込んでいる職員数の削減を行う。
- ・ 扶助費については、人口動態等を見込むとともに、生活保護費国庫負担金の負担率の削減が行われ、地方負担が増加すると見込む。
- ・ 投資的経費は、過去 20 年間の平均の規模とするとともに物価上昇を見こみ、公債費はそれに合わせる。
- ・ その他経費については、下水道事業会計における建設改良費の規模を拡大する。

こうした条件により試算すると、収支不足額が平成 20 年度の 530 億円から平成 29 年度には 710 億円となり、第 1 次改革プランの財政フレームの収支不足額とほぼ同等規模となる。

しかしながら、第 1 次改革プランの収支不足額の解消については、いわゆる「従来手法の財源対策」を 300 億円程度見込むとともに、行財政改革により対応するとしたものであるが、現在では「従来手法の財源対策」が採用できる状況にないため、第 1 次改革プランの財政フレームにおける収支不足額と、同一視できるものではない。

(2) 中位収支見通し

人件費、扶助費、投資的経費、その他の経費の全てを中位推計とした「中位収支見通し」の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ・ 人件費については、「3 年間で約 1,000 人」の職員数の削減を継続する。
- ・ 扶助費については、現行制度は継続すると見込み、人口動態等を見込む。
- ・ 投資的経費は、平成 19 年度の予算額を基本に物価上昇を見込み、公債費はそれに合わせる。
- ・ その他経費については、下水道事業会計における建設改良費の規模を平成

19年度と同等とする。

こうした条件により試算すると、収支不足額が平成20年度の303億円から平成29年度には295億円となる。

(3) 低位収支見通し

人件費、扶助費、投資的経費、その他の経費の全てを低位推計とした「低位収支見通し」の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ・ 人件費については、職員数を平成22年度以降退職不補充とする。
- ・ 扶助費については、平成19年度予算をベースに社会保障費の減を見込むとともに、人口動態等を見込む。
- ・ 投資的経費は、平成20年度に対前年3%減を見込み、以降物価上昇を見込み、公債費はそれに合わせる。
- ・ その他経費については、下水道事業会計での建設改良費の規模を縮小する。

こうした条件により試算すると、収支不足額が平成20年度に275億円であり、以降は減少傾向となる。

収支不足額が最も少ないが、人件費や扶助費の前提条件を考慮するならば、行財政改革の市民サービスに与える影響が最も大きいと考えられるため、慎重な対応が求められる。

この試算は、主な前提条件に記載したとおり(17ページ参照)、現行制度が存続する前提(扶助費の高位推計において、生活保護費国庫負担金の負担率の引き下げを想定しているケースを除く)で行っている。つまり、今後実施される税制改正や、歳出・歳入一体改革等を見込んで試算したものではない。人件費については職員数の削減のみを見込んでいるが、歳出面においても同様に、今後の制度改正や見直し等については見込んでいない。

したがって、川崎市の歳入減や歳出増の方向に国や県による制度改正が実施された場合は、今回試算した収支不足額の拡大に繋がることとなる。

第3章 財政運営の基本的な考え方

前章で試算した3通りの収支見通しでは、全てにおいて収支不足額が見込まれている。今後の財政運営においては、こうした収支不足額を解消するため、施策、事務事業の選択及び行財政改革の推進等による対応が必要である。

また、3通りの収支見通しのうち、高位収支見通しや低位収支見通しを前提とした財政運営を行うことは、収支不足額の規模や試算の前提条件を考慮すると非常に厳しい試算であり、そのため、今後の財政運営にあっては中位収支見通しを参考に、歳入歳出等の見直しを進める必要がある。

1 歳入

ポイント

- ・ 歳入の増加策として、あらゆる機会を捉え財源確保に努めるとともに、引き続き税源涵養に努める必要がある。
- ・ 引き続き受益と負担の適正化を図る必要がある。

(1) 歳入の確保

負担の公平性等の観点から債権確保策の実施により歳入の確保を図るとともに、平成19年度からの取組みである「市有財産の有効活用」を積極的に推進するなど、新たな発想を採り入れ、あらゆる機会や資源を活用して財源の確保に努めるとともに、引き続き税源涵養に努める必要がある。

(2) 受益と負担の適正化

個人の受ける市民サービスの大きさに相違がある場合は、それぞれの負担能力に配慮しながら、受益に応じた費用負担を求めることが重要であり、公平性と適正な資源配分の観点から、受益と負担の適正化を図ることが必要である。

他方、同一のサービスを享受している場合であっても、一律に無償としている制度や単に年齢により負担額に差を設けている制度も存在しているが、負担能力等に配慮した制度とすべきである。

2 歳出

ポイント

- ・ 臨時的収入に依存しない歳出構造への転換を図るべきである。
- ・ 既存ストックの長寿命化を図るとともに、長期的な都市機能の維持向上の観点から、計画的な投資も行う必要がある。
- ・ 地方債の協議制度や財政健全化法の新たな指標を踏まえ、連結決算を意識した財政運営が必要である。

(1) 臨時的な収入に依存しない歳出構造への転換

地方公共団体の歳入は、川崎市においても法人市民税の超過課税を行っているように独自の課税も可能ではあるが、法定の税収を基本的な収入とし、自主財源として独自に収納できる財源は限定的である。また、かつての土地売却収入や収益事業からの繰入金のような臨時的な収入も期待できる状況にはない。

一方歳出は、提供するサービスについてはある程度選択が可能であり、また提供手法も選択が可能である。

持続可能な財政構造とは、「臨時的な収入に依存しない歳出構造へと転換すること」と言い換えることも可能である。したがって、経常的な歳入を考慮しながら歳出構造の見直しを進めることが必要であり、サービス水準の上乗せについては慎重に対応する必要がある。

(2) 既存ストックの長寿命化と維持補修

義務教育施設や市営住宅など老朽化に伴う更新需要はますます増加するが、一方では、投資額の確保にも一定の限界があることも事実である。そのため、大規模補修工事により施設の維持を図るのみならず、用途の見直しを含めた施設の有効活用や適切な予防保全の実施による長寿命化を図ることも重要なこととなる。

さらに、過去の厳しい財政状況から削減されてきた維持補修費を回復し、道路、公園等の機能を維持向上させることも必要である。

(3) 計画的・適切な投資

行財政改革プランに基づく施策や事務事業の見直しが市民サービスに与える影響を最小限にするために、投資的経費については限定的なものとなっている。しかしながら、長期的な都市機能の維持向上の観点から、計画的な基盤整備や適切な水準の投資は必要である。

3 その他の項目

(1) 連結決算を意識した財政運営

これまでの財政運営では、会計単位での収支の状況や損益を考慮し運営することに傾注してきたといえる。しかしながら、財政健全化法では、財政健全化の判断基

準として、実質赤字比率⁵¹ 連結実質赤字比率⁵² 実質公債費比率 将来負担比率⁵³、の4つの比率が示され、いずれかの指標が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画の策定を義務付けるとしている。これらの指標では、これまでのフロー指標に加え減債基金への積立状況や出資法人等を含めた普通会計の実質的負債などのストック情報を加味した指標となっている。

こうしたことから、市の会計だけではなく出資法人まで含め、健全な財政運営を行う必要がある。

(2) 企業会計等の自立した財政運営

特別会計は、特定の事業を行う場合及び特定の収入をもって特定の歳出に充てる場合に設置されるものであり、特別会計のうち企業会計は料金収入等により経営を行うものであるが、一般会計からの赤字補てん的な繰入金も依然として存続している。

特別会計の設立の趣旨からも、一般会計からの繰入金に頼らない自立した財政運営を行うべきであり、そのため執行体制や受益者負担等の見直し、債権確保に努める必要がある。

(3) 出資法人改革の推進

財政健全化法の指標のひとつである「将来負担比率」では、出資法人への債務保証及び損失補償の普通会計負担分も併せた指標となっている。これまでも川崎市においては、出資法人改革を積極的に進めてきたところであるが、こうした国の動向を踏まえ、事業の必要性や公共性、採算性等、多方面からの検討による出資法人の存在意義及び行政関与の必要性等について、一層の精査を行うべきである。

(4) 総合的土地対策の推進及び3制度の適正な運用

川崎市においては、長期保有土地の解消に向け、平成12年度以降3次にわたる総合的土地対策計画を策定し、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計、土地開発基金の3制度全体の先行取得用地保有額の縮減に努めてきたところである。

平成12年度当初に3制度合わせて2,000億円を超える先行取得用地の保有額であったものを、現計画期間最終年度の平成22年度末には、約1/4程度となる558億円まで圧縮する予定である。

今後もしも着実に現計画の土地対策を推進するとともに、土地開発公社等から再取得する前に供用を開始する等の不適切な運用については、行うべきではない。

⁵¹ 実質収支（赤字） / 標準財政規模

⁵² 全会計の実質赤字等 / 標準財政規模

⁵³ 公営企業及び出資法人等を含めた普通会計の実質的負債 / 標準財政規模

(5) 負担の平準化

都市機能の維持向上のため、道路等に代表される交通幹線網など都市の基盤整備は計画的に行う必要があるが、鉄道の連続立体交差事業のような大規模な事業の場合、一時的な経費負担の増大が課題となる。こうした一時的な負担増に対応するためには、例えば「鉄道整備事業基金」のように、年度間の負担の平準化が図れるような仕組みを創設すべきである。

(6) 財政情報の公表

予算・決算等の財政情報については、これまでも、条例等で定められた資料以外に、市民に向けて「予算について」、「財政読本」、「企業会計的手法による川崎市の財政状況」、「市政だより」など、紙媒体やホームページ等を活用して公表してきたところである。一般的に「分かりづらい」とされる財政情報を、今後も分かりやすい形で、早期の公表に努めることが必要である。

また、計画的な財政運営の一環として、これまでも地下鉄整備事業に伴う公債費、市債発行額、市債残高、起債制限比率等の将来負担の予測を明らかにしてきたが、今後も適時適切に更新し公表していくことが必要である。

(7) 分かりやすい目標の設定

財政状況を表す指標としては、従来からの「経常収支比率」⁵⁴や「公債費比率」⁵⁵等や、平成19年6月に公布された財政健全化法の4つの指標等があるが、市民等にとっては分かりづらく馴染みの薄いものである。

財政状況を市民に的確に説明するためには、行財政改革プランの財政フレームの「平成21年度の収支均衡」といった、分かりやすい目標を設定することも必要である。

(8) 政策評価の実施・活用

行財政改革プラン策定後の川崎市の予算編成は、財政フレームを基本に行っているところであるが、施策・事務事業の進行管理・評価の内容を、予算へ的確に反映させる必要がある。そのため、本市の施策評価・事務点検システムである「川崎再生ACTIONシステム」との連携強化が重要である。

(9) 計画的な市債管理

市債の発行にあたっては、適切な償還期間や償還方法等を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図る必要がある。年度末現在高とその償還年次ごとの償還額の把握・分析に加え、将来の発行計画を踏まえた償還計画を策定することなどにより、適切に後年度の公債費負担等を把握し、計画的な財政運営を行わなければならない。

⁵⁴ 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源収入 × 100

⁵⁵ 地方債元利償還金の標準財政規模等に対する比率。財政負担の状況を示すもの。

(10) 国・県等への働きかけ

国や県による制度改正により、市町村は大きな影響を受けていることは前述(5ページ参照)のとおりであり、指定都市である川崎市においても、その例外となることはない。

また、先にあげた例以外でも、平成6年度の税制改正に伴う減税補てん債の発行や、平成13年度からの交付税の見直しに伴う臨時財政対策債の発行など、国の制度見直しに伴う一般財源の減に対し、地方側の起債により対応してきたところである。その後年度の償還財源については交付税措置がなされているが、川崎市の場合は普通交付税の不交付団体であり、実質的にはその償還財源については、市税等により行っている状況にある。

さらに、前述した重度障害者医療助成等の補助率の削減など、神奈川県が財政再建を優先したかのような事業の見直しなどの影響は、直接市町村が受けることとなる。つまり、市町村は住民に対して直接住民サービスを提供しており、例にあげた重度障害者に対する医療費助成について、県の見直しに合わせて給付水準を引下げることにし、市税等を投入して同一水準のサービスの提供を継続せざるを得ないこともある。また、県民税取扱事務委託金については、平成19年度からは神奈川県の独自施策である水源環境を保全・再生するための個人県民税の超過課税の徴収が開始され、市町村ではこれまでの事務量よりも多くの徴収事務を行うにもかかわらず、その財源が措置されないことは課題である。

地方公共団体として、住民サービスの維持向上のために取り組んできた市町村の行財政改革の成果も、こうした国や県による制度見直しにより打ち消されるようなこととなる。したがって、住民サービスの直接的な提供者である市町村の意見や実態を考慮するとともに、市町村に対して一方的に負担を転嫁することがないよう、国や県に対し働きかけることが重要である。

第4章 健全な財政構造構築に向けた具体的な取組み

前章で述べた「財政運営の基本的な考え方」に基づく具体的な取組みについては、内容を「短期的な取組み」と「中長期的な取組み」に分類し、それぞれの目標に向け、可能なものから早期に実施する必要がある。

1 短期的な取組み（次期実行計画期間内）

平成19年度川崎市は、平成20年度から平成23年度を計画期間とする新たな実行計画と行財政改革プランの策定作業を行っている。収支見通しにおいて財源不足が見込まれていることから、事業の厳選や見直しによりその収支不足の解消を図る必要がある。

目標：平成21年度の収支均衡

平成14年9月の第1次改革プランからの財政的な目標である「従来手法を活用しながらも減債基金からの借入れを行うことなく収支均衡を図る」という目標の達成が、健全な財政構造の構築への第1歩である。

ポイント

- ・市税、国民健康保険料等債権確保の強化を図るとともに、市有財産の有効活用、使用料・手数料の見直し等、歳入の確保に努める必要がある。
- ・行政体制の再整備を推進し継続的に職員数の削減を進め、社会環境の変化に合わせ、施策の再構築を推進する必要がある。
- ・新たな財政フレームでは、「従来手法の財源対策」を見直すとともに、特別会計・企業会計等の健全化を推進する。

（1）歳入

ア 市税・国民健康保険料等、債権確保の強化

市税の収入率は指定都市の中で上位にあるが、今後も引き続き負担の公平性の観点からも、債権確保策を強化するべきである。また、国民健康保険料については、市税に比較すると収納専門組織を持たないという組織体制の相違もあり収納率は低く収入未済額も増加している⁵⁶。また、その保険料の未収分の補てんとし一般会計から繰出しを行っている状況もあるため、債権の確実な確保が必要である。

市税や国民健康保険料、保育料、住宅使用料、各種の貸付金等について、費用

⁵⁶ 平成18年度決算見込み 現年分の収納率88.7% 収入未済額 144億円

対効果を検証しながら、効率的な収納率向上への取組みを強化していく必要がある。

イ 市有財産の有効活用等、歳入の確保

厳しい財政状況にあって、可能な限りの歳入の確保に努める必要があるが、平成 19 年度予算において、新たに市有財産の有効活用のひとつとして「市有地等の貸付事業」の取組みを始めた。今後も同事業を推進するとともに、従来からの発想にとらわれず、新たな歳入の確保に努めることが必要である。

ウ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料は、特定の受益に対し実費負担的な意味で負担を求めるものであるため、基本的にはかかる経費を使用料・手数料で回収すべきである。また、その見直しにあたっては、経過年数を経れば経るほど料金改定の幅が大きくなることも想定されるため、一定年限が経過した場合には定期的に見直すべきである。前回の大幅な見直しから 5 年以上を経過しており、検討に着手すべきである。

(2) 歳出

ア 行政体制の再整備の推進

川崎市の歳出構造の課題のひとつは、依然として高い人件費にある。これまでも、行財政改革プランに基づき職員数の削減や手当の見直し等を実施し、さらに、給料表の見直し等の給与構造改革も実施したところである。しかしながら、未だ収支不足が見込まれる財政状況にあり、「3 年間で約 1,000 人」の職員削減目標についても、団塊の世代の大量退職をとらえ計画を上回る削減を行い、収支不足の解消を図るべきである。

また、弾力性のある財政構造とするためには、経常収支比率の更なる改善が必要であり、そのために経常経費の中心である義務的経費⁵⁷の縮減を図る必要がある。義務的経費の縮減を考えるならば、人件費縮減のために職員の削減を検討しなければならない。

イ 社会環境の変化に合わせた施策の再構築

保育需要の急増に迅速に対応するため保育サービスのあり方を見直し民営化を推進するなど、社会環境の変化に合わせて施策の再構築を推進する必要がある。

さらに、平成 20 年度に予定されている「後期高齢者医療制度」の創設や、歳出・歳入一体改革の社会保障分野の歳出改革が予定されていることから、今後も国の社会保障制度改革が予想されるが、これに的確に対応するとともに、川崎市独自の制度（例えば「老人医療費助成事業」等）についても、再構築するなど適切に対応することが必要である。また、県単独事業の医療費助成事業（重度障害

⁵⁷ 平成 17 年度普通会計決算では、経常充当一般財源の 72.9%を占める。

者医療、小児医療、ひとり親家庭等医療)の見直しに関する検討会の報告書も提出されており、こうした県の動向とも連動した見直しが必要である。

社会経済環境の変化に対応し、持続可能な制度の構築を目指すために、市民サービスの不断の見直しが必要である。なお、見直しにあたっては、市民サービスの水準を維持するために、負担能力に配慮しながら負担増を求めることも選択肢の一つである。

ウ 改革効果の市民還元

第2次改革プランによる取組みの成果は、改革目標を上回るものとなっているが、その成果の一部を活用し、小児医療費助成事業の拡充や義務教育施設の普通教室の冷房化など、こども施策を中心に市民サービスに還元したところである。今後においても、財政フレームで見込んでいる改革目標額を上回る成果が生じた場合は、収支改善に活用することは勿論のこと、その一部を市民サービスの拡充に活用することも望ましい。

エ 補助・助成金の見直し

補助・助成金については、平成15年度から市ホームページ上で交付先、交付金額等を公表し、透明性の確保に努めてきたところである。さらに、平成17年度に「見直し方針」を策定するなど見直しを進めてきたが、引き続き補助・助成の目的や効果等について検証する必要がある。

(3) その他の項目

ア 新たな財政フレームの策定

第2次改革プランと新総合計画の実行計画は、相互に密接に連携し策定したことから、第2次改革プランの財政フレームは、実行計画事業費と連動したものとなっている。こうした、計画的な財政運営は今後も継続して取り組んでいくことが重要である。

平成19年度に策定を予定している新たな実行計画及び行財政改革プランの策定においても、これまでの財政運営の目標として掲げた「平成21年度の収支均衡」を達成するよう、政策評価の結果を十分に反映した上で、各施策間の調整や事業間の調整を行うことが重要な課題となる。

また、財政フレームについては、次の点を考慮し策定する必要がある。

(ア)「従来手法の財源対策」の見直し

「満期一括償還積立繰延べ」については、支出の先送りでしかなく、実質公債費比率を悪化させることとなるため、健全な財政構造の構築に向け原則として行うべきではない。

また、急激な事業の見直しが与える影響を最小限度にするため行ってきた

「減債基金からの借入れ」についても、実質公債費比率を悪化させることとなるため、例えば行政改革推進債や退職手当債等、制度として活用可能な財源対策を優先すべきである。

川崎市は、平成 19 年度において実質公債費比率が 18% を超え、協議団体から許可団体となったところである。「従来手法の財源対策」の見直しにより、許可団体からの早期の脱却をめざすべきである。

(イ) 特別会計・企業会計等の健全化の推進

a 下水道事業会計

一般会計では、下水道事業会計への繰出金が多額となっているため、平成 19 年度に予定している新たな財政収支計画の策定にあたっては、本来は全額使用料収入で賄うべき費用については、原則として使用料収入により賄う体系とすべきであり、一般会計からの基準外の繰入金の廃止・縮減を検討するとともに、繰入れを行う場合には、その根拠や基準を明確にしながら適正化を図る必要がある。

また、雨水処理にかかる経費については一般会計が負担すべきものであるため、雨水対策を含めた下水道事業の計画策定にあたっては、一般会計の財政状況も十分勘案し、検討する必要がある。

b その他企業会計

平成 17 年度各企業会計において策定した、平成 21 年度を終期とした中期の経営計画に基づき、経営改善に向けた取組みを確実に実行することが必要であるとともに、特に収支改善を図るための繰入金の廃止・縮減に向けた取組みを推進する必要がある。

c 特別会計

多数の特別会計で一般会計からの基準外の繰入金により、収支を均衡させている状況がある。会計の自立を目指し、効率的効果的な事業執行に努め、債権確保を推進するとともに、会計の存廃を含めて検討する必要がある。

d 出資法人

連結決算による財政の健全化を測る指標など国の動向を踏まえ、出資法人の経営改善やあり方について検討を進めるとともに、これまで公共性・公益性などを考慮し限定的に実施してきた損失補償や債務保証の設定についても慎重に対応すべきである。

イ 安定的かつ有利な起債運営

(ア) 市場公募債と銀行等引受債

市場公募債においては、これまで市債の商品性、流通性の維持、向上を図り、市債の消化を一層確実かつ円滑なものとするにより、中長期的に資金調達コストを抑制するため、市場関係者や機関投資家から市場のニーズ・動向等について直接意見を聴取するなどの取組みを行ってきた。今後はこれらの取組みに加え、個別に機関投資家を訪問する等、一層の市債消化の促進を図る必要がある。また、銀行等引受債においては、満期一括償還による証券発行方式を中心としてきたところであるが、様々な仕組みの定時償還債の選択により、より低廉な資金調達コストを実現できる可能性があることなどを踏まえ、適切な償還方法等を検討することが重要である。

(イ) 金利変動リスクの抑制と発行年限の設定

当面、発行年限の設定では、金利変動リスクの抑制を企図し、超長期債、長期債、中期債をそれぞれ1 / 3ずつの調達年限構成とすることを標準に、将来にわたって残存年限構成の平準化を図っていくことが考えられる。

なお、この調達年限構成は固定的なものではなく、今後の調達コストの検証と分析技術の向上等を前提に、必要に応じて柔軟に見直していくことが必要である。

(ウ) 投資家等への情報提供

川崎市のIR活動は、平成14年度からの機関投資家向けに加え、平成16年度からは市民向けやのIR説明会を行っている。より有利で安定的な資金調達のためには、今後も適時適切な情報提供を行うことが必要である。

ウ 資金運用の効率化

今後、減債基金への積立額の増加とともに名目金利の上昇や超長期債の発行による平均残存年数の長期化に伴う金利負担の相対的な増加に対応するため、これまでも増して基金の効率的な運用が求められている。

現在、国債や地方債での運用を一部行っているが、主には市会計の一時的な資金不足へ対応し、残余は定期性預金での運用を行っている。

しかしながら、運用可能な資金は高利な債券などで運用し、市会計の資金不足は対外的な一時借入金で対応することの有利性が検証されていることから、債券での運用額を増額するとともに、負債の平均残存年数の長期化に則して運用資産の平均残存年数の長期化を図るなど、資産と負債を総合的に管理する必要がある。

エ 公会計制度改革への対応

平成20年度決算から新たな基準に基づく財務諸表による決算状況の公表が予

定されており、的確に対応する必要があるため、国等の動向に注意する必要がある。また、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためには、情報の共有のため財政情報を適時適切に周知することが不可欠であるとともに、分かりやすい公表資料の作成に努めることが必要である。

2 中長期的な取組み（現総合計画期間～次期総合計画期間）

中長期的な視点にたった場合、地方公共団体を取り巻く環境は、経済状況や人口動態、地方分権改革、歳出・歳入一体改革等、現段階で想定しうる変化だけではなく、自然環境等想定外の変化が生ずる可能性も、考慮しなければならない。こうした変化に対応することは、セーフティーネットとしての地方公共団体の大きな役割のひとつである。

そのためには、こうした環境変化に的確に対応できる体力、すなわち健全で持続可能な財政構造の構築が必要不可欠である。つまり、基本的に財源対策を講ずることなく継続して収支均衡し、さらに安定的にプライマリーバランスの黒字化を確保するため、全力で取り組む必要がある。

目標：持続可能な財政構造の構築
～継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字化～

ポイント

- ・ 継続した収支均衡を図るため、人件費の継続的な縮減等の行財政改革を推進する。
- ・ 安定的にプライマリーバランスの黒字を確保する。
- ・ 中長期的な視点にたった計画的な市債管理を行う。

(1) 着実な行財政改革の推進

ア 人件費の縮減

行財政改革の取組みのうち人件費の見直しについては、財政的効果が最も大きいことから、市民サービスに対する影響を考慮しながら、継続的に取り組むべきである。

イ 市民サービスの見直し

これまでの行財政改革プランで見直しの方向性の提示されているものや、新たな行財政改革プラン策定作業を通じ方向性が明らかとなるものなどについては、持続可能な制度への転換のための取組みが必要である。

特に、国制度に上乗せで実施している制度等については、制度の持続可能性の観点から検討を進めるべきである。

ウ 受益と負担の適正化

提供する市民サービスに係る費用等コスト意識を重視するとともに、公平性・公正性の観点から受益と負担の適正化を図る必要がある。

エ 公営企業・出資法人の経営健全化

公営企業や出資法人の経営の健全化を推進することは、一般会計の健全化に資するものであるため、引き続き健全な経営に努める必要がある。

(2) プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

プライマリーバランスは、政策的支出を新たな借金に頼らずに、その年度の税収等で賄えているかどうかを表すものである。これまで市債残高は増加傾向にあったが、平成17年度普通会計決算においてプライマリーバランスが黒字に転じ、平成18年度にあっては黒字を確保するとともに市債残高も減となったところである。市債残高の増は、後年度にその償還経費である公債費が増大することとなるため、適切な残高の管理が重要である。「進路と戦略」では名目金利の上昇も示唆されており、市債の新規発行に伴う後年度負担とともに、発生する利払いにも注意することが重要である。プライマリーバランスの黒字化を確保し、償還能力を考慮した市債残高とするなど、起債管理を重視した財政運営を行うべきである。

(3) 計画的な市債管理

これまでのフロー指標からの分析のみならず、ストック面に着目した財政状況の分析を行い、将来負担の今後の見通しを的確に予測し、将来の財政運営に及ぼす影響が大きいと考えられるような場合は、指標値の改善に向けた対応が必要である。また、市債の償還管理の面では、将来の元利償還に支障が生じないよう、減債基金への積立を確実に行う必要がある。

(4) 負担平準化のための基金の創設

中長期的に健全な財政運営が達成できた場合は、都市機能の維持向上のための計画的な都市基盤の整備に備え、一時的な経費負担の増大を防ぎ平準化を図るために計画的な積立を行うことを目的として、基金の創設も視野に入れるべきである。

3 基準とする指標等

今後の財政運営にあっては、中長期的な目標である「持続可能な財政構造の構築」に向け、行財政改革を継続して推進する必要がある。

改革プラン公表後、行財政改革の財政面での成果を、財政フレームで設定した改革目標額に対する実績額として公表してきたところであるが、中長期的目標達成のためには、こうした行財政改革の成果を把握することは勿論のこと、決算時など、その時々々の財政状況を的確に把握することが重要である。そのため、新たな行財政改革プランにおいても財政フレームに改革目標額を設定するとともに、さらに、財政状況を的確に把握し、健全な財政構造構築に向けた取組みを推進するため、財政運営上の基準とする指標等を設定する必要がある。

ポイント

(1) 会計の収支状況を把握するための指標

- ・実質赤字比率 赤字とならないこと
- ・連結実質赤字比率 赤字とならないこと

(2) 財政構造の弾力性確保のための指標

- ・経常収支比率 90%以下
- ・市税収入に対する義務的経費の割合 . . 100%以下

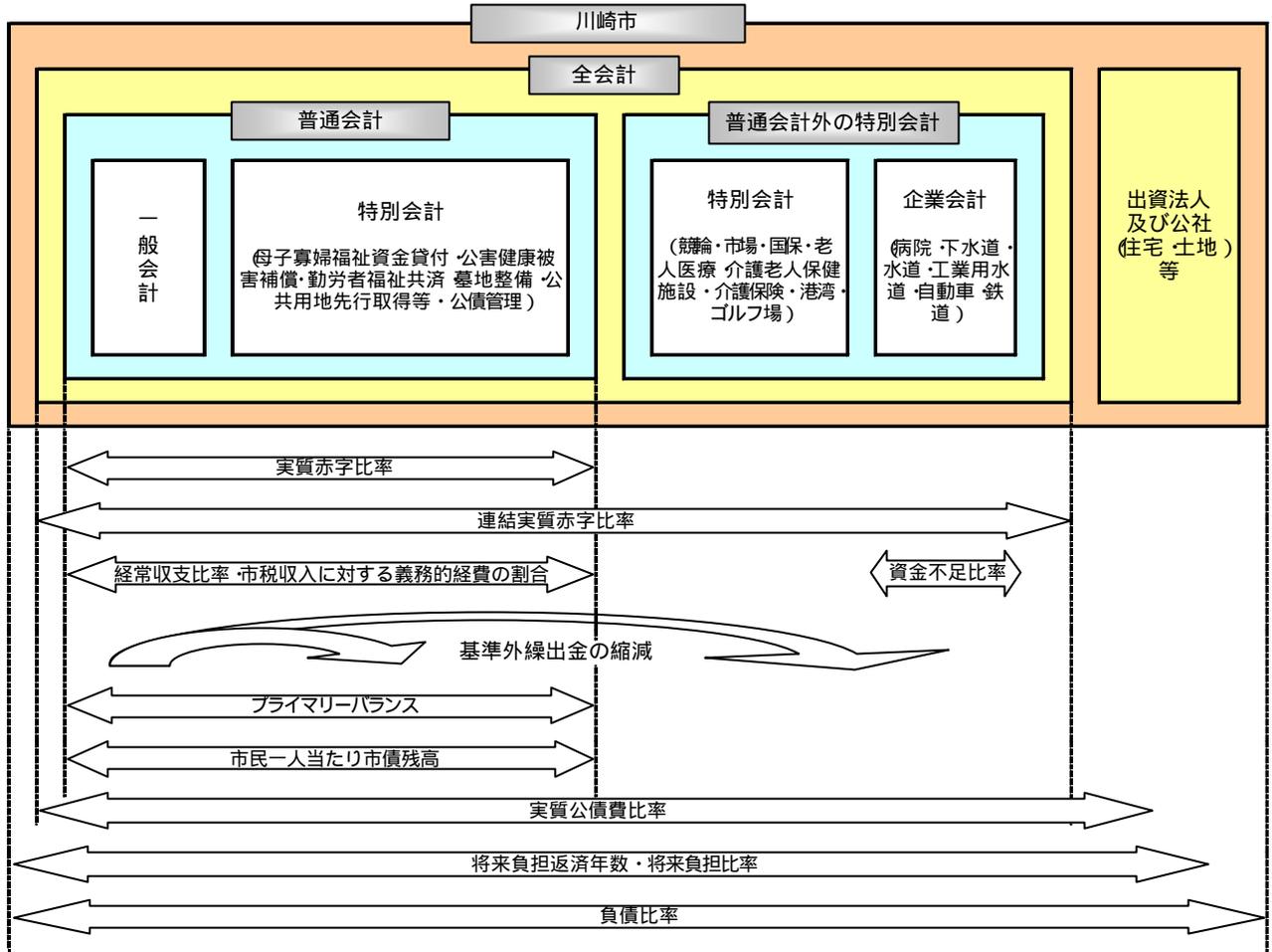
(3) 将来負担の縮減を図るための指標

- ・プライマリーバランス 安定的な黒字の確保
- ・市民一人当たり市債残高 指定都市平均以下
- ・実質公債費比率 18%未満
- ・将来負担比率 早期健全化基準以下
- ・将来負担返済年数 引下げ

(4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標

- ・基準外繰出金 縮減及び規律の確保
- ・資金不足比率 資金不足を生じないこと
- ・負債比率 引下げ

指標の対象とする範囲イメージ



(1) 会計の収支状況を把握するための指標

一般会計、特別会計、企業会計の決算において、単年度の収支状況を把握するために設定する指標であり、財政健全化法にも規定される指標である。各会計の単年度の収支が赤字とならないよう設定するものである。

ア 実質赤字比率：赤字とならないこと

実質赤字比率とは、一般会計等（普通会計の範囲に相当するもの）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、従来の再建法における赤字比率とほぼ同様の指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{線上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率：赤字とならないこと

連結実質赤字比率とは、普通会計のみならず全会計を対象とした実質赤字等の標準財政規模に対する比率であり、公営企業の資金不足額が指標の悪化要素になることが特徴である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}}$$

- (A) ・ ・ 一般会計及び公営企業（法適・非適）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- (B) ・ ・ 公営企業のうち、資金の不足を生じた会計の資金の不足額の合計額
- (C) ・ ・ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (D) ・ ・ 公営企業のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(2) 財政構造の弾力性確保のための指標

施策や制度等を安定的に継続して実施すること、さらに社会経済環境の変化に対する確に対応することが、地方公共団体の責務の一つである。そのためには、弾力的に対応できる財政構造とすることが必要であり、人件費や公債費等の義務的経費の縮減を図るほか、その他の経常的な経費の縮減が不可欠である。

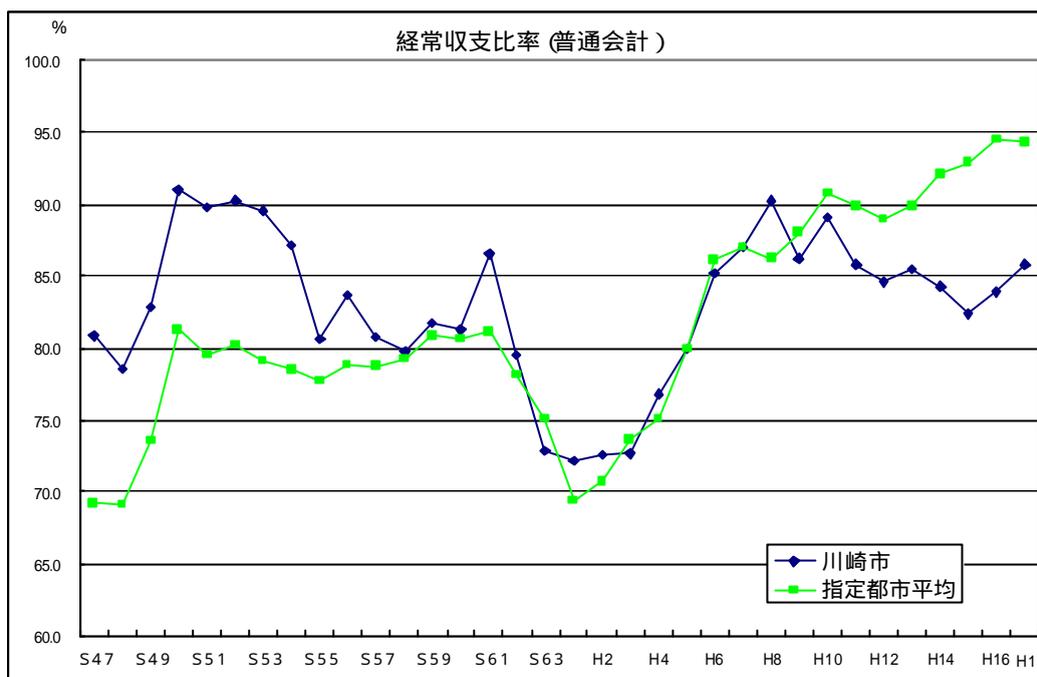
したがって、中長期的な財政目標達成に向け、この弾力性確保のため基準を設定するものである。

ア 経常収支比率：90%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源収入額}}$$

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測る比率として使用されており、普通会計における経常一般財源収入が、経常的な経費にどの程度充当されているかを表す指標である。川崎市の近年の値は、平成8年度をピークに低下傾向となっていたが、平成15年度を境に上昇に転じている。平成17年度普通会計決算では85.8%と指定都市平均94.4%を8.6ポイント下回っているものの、今後、扶助費や公債費の増等により比率の悪化も想定されるところである。

財政の弾力性確保のため、経常経費の縮減に引き続き努めることが必要であり、経常収支比率については、当面90%以下を目指すべきである。また、それを超えた場合にあっても、指定都市平均を下回ることを目指すべきである。



イ 市税収入に対する義務的経費の割合：100%以下

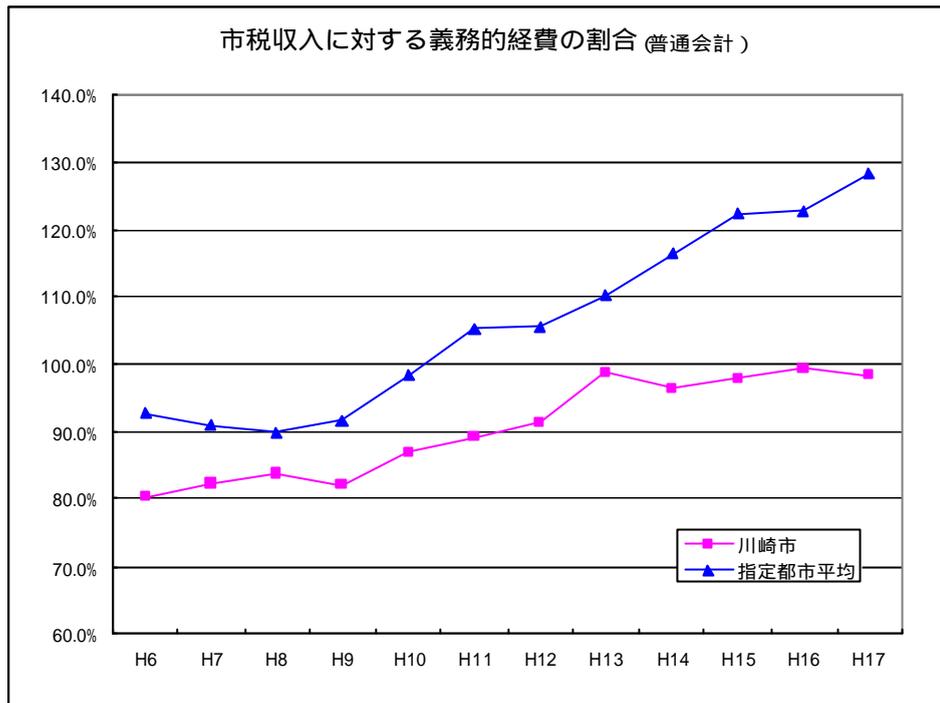
$$\text{市税収入に対する義務的経費の割合} = \frac{\text{義務的経費}}{\text{市税収入}}$$

市税収入に対する義務的経費の割合とは、普通会計における歳出のうち人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費を市税収入で除した比率である。市税収入に対する義務的経費の割合を100%以下とするものであり、義務的経費を市税収入で賄えることを基準とする指標である。

経常収支比率を財政構造の弾力性確保のための第1の指標とするが、経常収支比率は一般財源をベースとした指標であるため、さらにそれを補完する指標として、事業費をベースとした第2の指標を設定するものである。

平成17年度普通会計決算において、経常経費に充当した経常一般財源のうち、義務的経費に充当した経常一般財源は72.9%となっている。したがって、義務的経費を引下げることが、弾力性の向上に繋がることとなる。

平成17年度の市税収入に対する義務的経費の割合は、指定都市平均(128.3%)を大きく下回る98.4%となっている。今後、義務的経費の増が見込まれ、比率の悪化も想定されるところであるが、中長期的にはこの比率の引下げを目指すべきである。



(3) 将来負担の縮減を図るための指標

前述したように、川崎市はこれからも都市機能の維持向上のために計画的な一定水準の基盤整備も必要である。しかしながら、その財源の多くを市債に求めることは、将来的に財政の硬直化を招くこととなるため、将来負担が過度に拡大することを抑制するとともに、中長期的にその縮減を図るために設定する基準である。

ア **プライマリーバランス：安定的な黒字の確保**

プライマリーバランスとは、普通会計における借入金(市債)を除く税収等の歳入から、市債償還のための公債費を除いた歳出を差し引いた財政収支のことである。このプライマリーバランスの黒字を安定的に確保できれば、市債残高は理論的には減少に向うこととなり、将来的な公債費の減少に繋がるものである。

川崎市では、平成 17 年度決算においてプライマリーバランスが黒字に転換して以来、平成 19 年度予算においても黒字を確保している。今後とも、将来負担の軽減を目指し、プライマリーバランスの黒字を安定的に確保すべきである。

【 プライマリーバランス均衡 】

市 債	公債費
税 収 等	一般歳出

【 プライマリーバランス黒字 】

市 債	公債費
税 収 等	一般歳出

イ 市民一人当たり市債残高：指定都市平均以下

市民一人当たり市債残高とは、普通会計における市債残高の総額を人口で除したものである。

プライマリーバランスでは、当該年度の収入（市債）と支出（公債費）から将来負担を抑制する指標として設定するが、市債残高そのものを基礎とした指標も必要であると考えことから、プライマリーバランスを補完するために設定する指標である。

市債残高の増は後年度の公債費の増となり、公債費の増は義務的経費の増となるため、市債残高の増加の抑制さらには引下げを目指すべきである。しかしながら、どの程度の市債残高が妥当であるかは明確ではないため、都市の権能が同一である他の指定都市の平均をその基準値とする。

平成 17 年度普通会計決算の川崎市の市民一人当たりの市債残高は 681,365 円であり、指定都市平均（770,494 円）を下回る状況にある。今後とも、この値を維持さらには引下げを目指すべきである。

また、川崎市は、地下鉄事業の事業認可取得に向けて調整を行っているところであるが、事業実施にあたって市民一人当たりの市債残高は、指定都市の平均を超えないような財政運営とすべきである。

なお、将来的には、市債残高そのものの減少を目指すべきである。

ウ 実質公債費比率：18%未満

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。平成 18 年度からの地方債の協議制度への移行に伴い新たに規定されたものであり、財政健全化法に規定する指標でもある。平成 19 年度は、18%を超え許可団体となったところであり、早期の協議団体への脱却を目指すべきである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額})} \text{の3カ年平均}$$

(E) の内容

満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の 1 年あたりの元金償還金相当額

一般会計から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの。

組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

エ 将来負担比率：早期健全化基準以下

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的な負債を把握しようとするものである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等にかかる基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額})}$$

オ 将来負担返済年数：平成 16 年度の値からの引下げ

$$\text{将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{経常一般財源} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当額})}$$

将来負担返済年数とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、単年度の収入のうち将来負担の返済に充当可能な資金の総額の何年分に相当するかを表すものである。

財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標であり、この値が大きくなることは、一般的には債務償還能力が低いということであり、将来の公債費負担の増大に繋がるものである。川崎市は指定都市の平均よりも値が小さいところであり、今後もその引下げに努めるべきである。(9 ページ参照)

(4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標

普通会計外の会計についても、個別会計毎に資金不足を生じさせないように注意を払い、会計間の繰入れ繰出しに一定の基準を設定するとともに、出資法人まで含めたストック面の健全性の確保を図るために設定する指標である。

ア 基準外繰出金：縮減及び規律の確保

基準外繰出金とは、法令・通達に基づかない一般会計からの他会計への繰出金である。基準外の繰出金には、特別会計や企業会計に対し、政策的な繰出金や当

該会計の収支均衡を図るための一般会計から赤字補てん的な繰出金がある。短期的にこのような基準外繰出金を廃止することは、市民サービスへの影響等考慮すると様々な課題が想定されるが、中長期的には、各会計の健全な財政運営を促すことは必要であるため、政策的な繰出金については内容を精査するとともに、赤字補てん的な繰出金については廃止を前提として縮減を目指すべきである。

イ **資金不足比率：資金不足を生じないこと**

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。財政健全化法では、公営企業の経営の健全化についても、指標の公表及びその早期健全化について、地方公共団体に準じたスキームがとられており、公営企業の指標は資金不足比率となっている。資金不足比率が経営健全化比率以上である公営企業は、早期健全化基準を上回る地方公共団体と同様に、経営健全化計画の策定等が求められること、さらに、連結実質赤字比率における実質赤字には企業会計における資金不足額は含まれることから、企業会計において、資金不足を生じないとしたところである。

ただし、一部の公営企業については、構造的に止むを得ず資金不足が発生するとされており、その事業、範囲について国において検討が進められているところであり、その結果は経営健全化判断比率に反映されることとされていることから、仮に各企業会計において資金不足が生じる場合にあっても、構造的にやむをえないものに限定されなければならない。

また、万一生じた資金不足についても、企業の経営努力により解消を図るべきである。

ウ **負債比率：平成 17 年度の値（49.6%）からの引下げ**

$$\text{負債比率} = \frac{\text{負債合計}}{\text{資産合計}}$$

これまで述べた財政指標では、普通会計や企業会計等、市会計の財政状況を表す指標であったが、負債比率は、出資法人を対象範囲とする指標として設定するものである。（ただし、将来負担返済年数では、出資法人に対する損失補償及び損失補償として設定している債務負担行為を、「将来負担額」の範囲に含めている。）

一般会計・特別会計・企業会計及び一部事務組合や地方公社さらに、出資法人を連結範囲とする連結バランスシートにおける負債合計を資産合計で除した比率であり、社会資本等の資産が多く形成されても、その財源を市債や長期借入金などにより調達したものであれば、この比率が大きくなる。したがって、将来負

担を考慮すれば、この値の引下げを目指すべきである。平成 17 年度の値は、指定都市平均 50.6%より低い 49.6%である。引き続き、この値の引下げに努めるべきである。

なお、川崎市においては連結対象を 25%以上の出資法人全てとしていることから、他都市との比較においては留意が必要である。また、新たな会計基準による財務諸表が示されており、その作成時には改めて基準値を設定する必要がある。

おわりに

歳入の減少に対応したサービス水準の見直しや、組織のスリム化も大きく遅れたこと等により収支が悪化したこと等から、危機的な財政状況となっている都市もある。環境変化に対応できなければ、川崎市においても同様の状況に陥るとも限らない。

地方公共団体の存在する意義は、最終的なセーフティーネットを構築することは勿論、さまざまなサービスを継続して供給することにある。今後想定される急速な高齢人口の増大や、大規模開発による人口増加、施設設備の更新需要等に伴う行政需要に対し、的確に対応しなければならない。そのためには、社会経済環境の変化に耐えうる財政構造とするとともに、サービスの提供手法や供給体制など、不断の見直しが必要である。

地方公共団体は、今後の財政運営にあたっては平成 19 年 6 月に成立した財政健全化法において示された 4 つの指標を意識する必要がある、これまでのように普通会計や企業会計等、それぞれの会計等の健全化を進めるだけでなく、都市を経営するという視点に立ち、出資法人まで含めた健全化を推進することにより、市民サービスの維持向上を目指した財政運営が求められている。

本研究会の成果が、現在行われている新たな計画期間の実行計画と行財政改革プラン策定における施策選択の 1 つの指針となるとともに、中長期的な財政運営の一助となることを願ってやまない。

参 考 资 料

資 料 目 次

資料 1	平成 17 年度普通会計決算 指定都市比較	5 0
資料 2	財政力指数一覧（県内及び近隣他都市）	5 2
資料 3	普通会計決算 川崎市及び指定都市平均	5 3
資料 4	東京都 23 区との比較（歳入）	5 4
資料 5	大都市の事務配分の特例に基づく財政需要	5 5
資料 6	東京都 23 区との比較（歳出）	5 6
資料 7	東京都 23 区との比較（指標等）	5 7
資料 8	歳入収支見通し（一般財源ベース）	5 8
資料 9	市税等今後 10 年間の収入見込額	5 9
資料 10	人件費の見通し（一般財源ベース）	6 0
資料 11	扶助費の見通し（一般財源ベース）	6 1
資料 12	投資的経費及び公債費の見通し（一般財源ベース）	6 2
資料 13	その他経費の見通し（一般財源ベース）	6 3
資料 14	有形固定資産に対する維持補修費の割合	6 4
資料 15	平成 17 年度決算市民一人当たりバランスシート比較 及び市民一人当たり行政コスト計算書比較	6 5
資料 16	川崎市財政問題研究会設置要綱	6 6
資料 17	川崎市財政問題研究会開催状況	6 8

平成17年度普通会計決算 指定都市比較

No 1

(出典 総務省地方財政状況調査、各都市「決算カード」、財政比較分析表より) (単位:千円、%)

	川崎市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	静岡市	名古屋市	京都市
歳入総額	513,108,647	806,611,148	403,421,401	379,731,012	360,566,861	1,363,001,441	249,281,044	964,400,215	681,057,631
歳出総額	506,268,724	802,834,574	395,463,892	364,213,918	355,466,762	1,342,892,124	239,796,355	960,297,467	672,032,318
形式収支	6,839,923	3,776,574	7,957,509	15,517,094	5,100,099	20,109,317	9,484,689	4,102,748	9,025,313
繰越財源	6,064,760	2,525,540	7,554,093	7,565,360	5,061,201	13,751,298	4,620,740	3,984,572	8,763,852
実質収支	775,163	1,251,034	403,416	7,951,734	38,898	6,358,019	4,863,949	118,176	261,461
市税収入	262,778,889	261,122,979	167,652,160	194,690,015	163,574,713	667,700,086	118,433,821	473,472,695	242,059,317
歳入に占める割合	51.2%	32.4%	41.6%	51.3%	45.4%	49.0%	47.5%	49.1%	35.6%
市税収入率	95.6%	94.6%	93.7%	92.7%	88.7%	96.2%	93.4%	97.5%	96.6%
自主財源総額	344,690,716	433,596,457	234,265,695	243,200,364	221,401,322	903,949,417	143,001,388	656,894,078	354,794,568
歳入に占める割合(自主財源比率)	67.2%	53.8%	58.1%	64.0%	61.4%	66.3%	57.4%	68.1%	52.1%
義務的経費	258,643,746	381,862,211	182,605,071	158,490,657	159,016,781	650,484,193	113,339,515	481,930,243	345,795,494
人件費	108,865,244	114,131,396	64,165,279	74,862,024	63,103,991	207,667,108	50,508,041	187,229,575	131,203,155
扶助費	81,218,222	160,136,812	46,606,636	46,715,493	47,308,001	207,000,396	30,143,582	146,014,513	134,250,553
補助事業	63,312,653	148,923,181	39,833,638	36,826,386	36,917,529	165,084,597	26,475,434	113,739,813	108,539,352
単独事業	17,905,569	11,213,631	6,772,998	9,889,107	10,390,472	41,915,799	3,668,148	32,274,700	25,711,201
単独事業のうち医療費に係るもの	7,029,902	8,251,029	2,274,005	5,091,281	3,338,649	14,000,298	2,517,930	14,698,920	6,189,722
歳出に占める単独扶助費の割合	3.5%	1.4%	1.7%	2.7%	2.9%	3.1%	1.5%	3.4%	3.8%
公債費	68,560,280	107,594,003	71,833,156	36,913,140	48,604,789	235,816,689	32,687,892	148,686,155	80,341,786
投資的経費	73,978,136	90,722,077	73,467,217	70,294,956	74,851,542	188,770,931	48,328,644	101,487,223	83,545,699
その他経費	173,646,842	330,250,286	139,391,604	135,428,305	121,598,439	503,637,000	78,128,196	376,880,001	242,691,125
財政力指数	1.02	0.67	0.81	0.97	0.97	0.93	0.87	0.97	0.67
経常収支比率	85.8%	96.5%	95.9%	84.9%	94.8%	93.6%	81.1%	95.3%	93.5%
人口一人当たり人件費・物件費等決算額 ¹	122,236	107,998	119,967	112,713	124,040	97,187	110,772	132,126	130,569
ラスパイレス指数	102.4	98.6	101.7	100.0	100.3	100.6	102.0	100.9	100.1
人口一人当たり地方債残高 ²	681,365	557,867	708,476	299,149	751,055	660,766	453,951	796,233	764,865
実質公債費比率	17.9%	14.0%	18.9%	12.2%	23.0%	23.3%	15.2%	21.0%	18.0%
人口1,000人当たり市職員数(人)	8.49	6.18	6.95	6.87	7.21	5.78	6.91	8.87	8.84

平成17年度普通会計決算 指定都市比較

No 2

(出典 総務省地方財政状況調査、各都市「決算カード」、財政比較分析表より) (単位:千円、%)

	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	指定都市平均 (山崎市含む)
歳入総額	1,666,374,953	1,129,082,897	513,317,210	526,149,208	713,125,880	733,516,396
歳出総額	1,664,688,507	1,118,155,804	507,799,125	518,672,748	703,900,807	725,177,366
形式収支	1,686,446	10,927,093	5,518,085	7,476,460	9,225,073	8,339,030
繰越財源	1,432,571	10,899,668	5,172,579	6,599,995	5,233,939	6,373,583
実質収支	253,875	27,425	345,506	876,465	3,991,134	1,965,447
市税収入	628,572,551	256,829,036	196,209,664	158,407,071	250,463,088	288,711,863
歳入に占める割合	37.7%	22.7%	38.2%	30.1%	35.1%	39.4%
市税収入率	94.4%	94.4%	95.1%	96.0%	95.3%	95.0%
自主財源総額	1,016,383,109	775,326,257	287,093,449	273,866,232	434,694,502	451,654,111
歳入に占める割合(自主財源比率)	61.0%	68.7%	55.9%	52.1%	61.0%	61.6%
義務的経費	862,534,891	751,070,067	254,353,439	215,227,757	302,631,898	365,570,426
人件費	295,821,602	132,539,718	83,726,449	73,258,585	77,174,317	118,875,463
扶助費	356,313,418	124,185,030	101,947,273	78,346,915	109,153,096	119,238,567
補助事業	322,485,869	110,545,379	92,321,462	67,660,239	94,461,054	101,937,613
単独事業	33,827,549	13,639,651	9,625,811	10,686,676	14,692,042	17,300,954
単独事業のうち医療費に係るもの	17,655,813	8,257,271	5,406,231	7,694,375	8,418,061	7,915,963
歳出に占める単独扶助費の割合	2.0%	1.2%	1.9%	2.1%	2.1%	2.3%
公債費	210,399,871	494,345,319	68,679,717	63,622,257	116,304,485	127,456,396
投資的経費	166,773,615	110,686,773	55,916,204	112,609,464	102,066,477	96,678,497
その他経費	635,380,001	256,398,964	197,529,482	190,835,527	299,202,432	262,928,443
財政力指数	0.87	0.64	0.77	0.64	0.79	0.87
経常収支比率	101.7%	97.5%	96.0%	91.3%	91.1%	93.9%
人口一人当たり人件費 物件費等決算額 ¹	169,086	128,123	124,175	130,998	116,396	125,693
ラスパイレス指数	101.6	98.8	96.7	99.7	101.6	100.4
人口一人当たり地方債残高 ²	1,150,762	930,554	781,763	858,606	995,492	757,830
実質公債費比率	17.4%	24.0%	21.1%	11.6%	21.9%	19.0%
人口1,000人当たり市職員数(人)	11.81	8.88	7.65	7.41	6.10	8.10

1・2の単位は円である。

1 人件費 物件費 維持補修費の合計である。
ただし、人件費には、事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

財政力指数一覧 (県内及び近隣他都市)

川崎市	横浜市	横須賀市	相模原市	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市	鎌倉市	藤沢市	逗子市	三浦市
1.02	0.93	0.84	0.99	1.10	1.04	0.99	1.40	1.03	1.22	1.16	0.96	0.75

秦野市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
1.01	1.08	1.12	0.90	1.17	0.96

調布市	府中市	狛江市	稲城市	多摩市	町田市
1.28	1.26	0.91	0.90	1.22	1.14

普通会計決算 川崎市及び指定都市平均

(単位:千円・%)

川崎市

	平成12年度	構成比	平成17年度	構成比
人件費	126,802,217	23.1	108,865,244	21.5
物件費	47,627,978	8.7	51,351,788	10.1
維持補修費	4,845,363	0.9	5,427,597	1.1
扶助費	57,448,568	10.5	81,218,222	16.0
補助	42,387,504	7.7	63,312,653	12.5
単独	15,061,064	2.7	17,905,569	3.5
補助費等	57,435,377	10.5	44,718,018	8.8
普通建設事業費	99,433,835	18.1	73,889,664	14.6
補助	31,713,597	5.8	29,885,747	5.9
単独	63,721,466	11.6	41,724,873	8.2
その他	3,998,772	0.7	2,279,044	0.5
災害復旧	0	0.0	88,472	0.0
失業対策	0	0.0	0	0.0
公債費	58,685,235	10.7	68,560,280	13.5
積立金	19,605,520	3.6	8,017,061	1.6
投資及び出資	9,512,077	1.7	6,619,742	1.3
貸付金	44,386,503	8.1	28,828,210	5.7
繰出金	23,097,281	4.2	28,684,426	5.7
決算総額	548,879,954	100.0	506,268,724	100.0

指定都市平均 (川崎市を除く)

	平成12年度	構成比	平成17年度	構成比
人件費	142,785,563	16.9	119,645,480	16.1
物件費	75,055,382	8.9	68,628,027	9.2
維持補修費	14,213,862	1.7	11,534,832	1.6
扶助費	100,324,824	11.8	122,163,209	16.5
補助	84,624,299	10.0	104,908,764	14.1
単独	15,700,525	1.9	17,254,445	2.3
補助費等	79,508,865	9.4	65,719,000	8.9
普通建設事業費	190,105,694	22.4	97,528,617	13.1
補助	71,022,270	8.4	30,931,025	4.2
単独	107,839,598	12.7	59,718,399	8.0
その他	11,243,827	1.3	6,879,194	0.9
災害復旧	913,065	0.1	896,061	0.1
失業対策	1,387	0.0	0	0.0
公債費	109,575,602	12.9	131,986,866	17.8
積立金	7,688,993	0.9	9,309,581	1.3
投資及び出資	11,852,272	1.4	10,133,120	1.4
貸付金	75,216,283	8.9	59,945,596	8.1
繰出金	39,814,979	4.7	44,526,103	6.0
決算総額	847,056,770	100.0	742,016,492	100.0

東京都23区との比較（歳入）平成17年度普通会計決算

単位：千円、人

団体名	特財	一財計	歳入計	経常一財	h18.3.31 人口	一人当たり一財	特別区財政調整交付金	経常一財+交付金	一人当たり	川崎市を100とした場合
千代田区	9,446,397	35,821,096	45,267,493	25,627,972	44,198	810	6,203,803	31,831,775	720	448
中央区	13,131,666	50,204,870	63,336,536	28,036,426	99,937	502	14,478,050	42,514,476	425	265
港区	44,824,366	84,699,633	129,523,999	77,109,056	180,965	468	412,229	77,521,285	428	266
新宿区	27,245,893	82,407,515	109,653,408	51,381,045	275,879	299	23,944,918	75,325,963	273	170
文京区	13,609,282	57,833,577	71,442,859	34,464,328	181,407	319	16,165,126	50,629,454	279	174
台東区	27,797,588	54,987,151	82,784,739	22,378,035	160,712	342	28,087,076	50,465,111	314	195
墨田区	21,387,109	65,524,629	86,911,738	22,189,739	227,316	288	38,041,276	60,231,015	265	165
江東区	32,414,418	102,285,470	134,699,888	41,668,685	418,972	244	49,639,020	91,307,705	218	136
品川区	33,184,662	93,324,372	126,509,034	46,525,339	335,769	278	37,612,947	84,138,286	251	156
目黒区	19,857,830	70,884,658	90,742,488	47,316,837	249,216	284	14,987,477	62,304,314	250	155
大田区	50,224,577	155,946,773	206,171,350	81,389,569	662,228	235	61,375,754	142,765,323	216	134
世田谷区	39,346,507	169,551,683	208,898,190	131,375,548	814,867	208	24,918,253	156,293,801	192	119
渋谷区	17,062,708	72,538,854	89,601,562	58,742,665	196,198	370	526,725	59,269,390	302	188
中野区	18,882,727	76,793,578	95,676,305	35,766,387	297,989	258	31,070,606	66,836,993	224	139
杉並区	22,917,466	115,863,233	138,780,699	71,741,758	517,811	224	34,017,206	105,758,964	204	127
豊島区	22,643,914	68,610,402	91,254,316	32,506,957	238,762	287	28,743,622	61,250,579	257	160
北区	28,581,265	86,643,364	115,224,629	29,779,303	316,208	274	46,864,674	76,643,977	242	151
荒川区	20,844,509	58,819,942	79,664,451	16,171,429	177,846	331	36,564,934	52,736,363	297	184
板橋区	40,880,245	119,366,858	160,247,103	49,540,567	509,313	234	60,161,483	109,702,050	215	134
練馬区	46,330,306	154,132,876	200,463,182	72,276,630	675,784	228	69,874,628	142,151,258	210	131
足立区	63,704,652	159,761,337	223,465,989	50,455,411	624,146	256	91,859,559	142,314,970	228	142
葛飾区	37,421,957	108,671,552	146,093,509	35,492,570	427,799	254	64,444,427	99,936,997	234	145
江戸川区	51,049,328	159,399,591	210,448,919	56,733,036	640,585	249	80,234,187	136,967,223	214	133
23区平均	30,556,060	95,829,261	126,385,321	48,637,795	359,735	266	37,401,217	86,039,012	239	149
23区の平均のうち「一人当たり一財」及び「一人当たり」欄は、加重平均である。										
川崎市	163,565,407	349,543,240	513,108,647	280,290,346	1,294,439	270		280,290,346	217	
23区と比較するため、法人市民税+固定資産税+特別土地保有税の48%と、さらに事業所税 都市計画税を除いた場合										
川崎市		254,373,878		208,167,894	1,294,439	197		208,167,894	161	100

大都市の事務配分の特例に基づく財政需要

(1) 地方自治法に基づくもの

(地方自治法第252条の19)

(単位:百万円)

項目	平成18年度		
	経費	国庫	一般財源等
児童福祉	2,238	664	1,564
民生委員	82		82
身体障害者福祉	403	34	304
生活保護	104	1	102
行旅病人・死亡者	4		4
社会福祉事業	2		2
知的障害者福祉	270	1	215
母子家庭・寡婦福祉	556		168
老人福祉	632		632
母子保健			
障害者自立支援	1,146	510	586
食品衛生	52		50
墓地埋葬等規制	2		2
興業場・旅館・公衆浴場			
精神保健福祉	117	1	110
結核予防	13		13
都市計画			
土地区画整理事業	54		54
屋外広告物規制	31		6
合計	5,706	1,211	3,894

(平成18年度予算)

川崎市

(2) その他法令に基づくもの

(単位:百万円)

項目	平成18年度		
	経費	国庫	一般財源等
国道・道府県道管理	15,012	1,516	(6,287) 12,625
土木出張所	1,782		1,372
衛生研究所	407		308
定時制高校人件費	768		737
道府県費教員の任免・研修	90		90
その他	4,213	946	1,140
駐車場	7		7
宅地規制	185		154
都市緑地保全	2,435	461	44
老人保健	1,201	400	801
一・二級河川維持管理	385	85	134
合計	22,272	2,462	(6,287) 16,272

(注) 国・道府県道管理の一般財源()は、道路目的財源(地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金)を内書き。

一般財源負担額合計

20,166

道路目的財源を除く一般財源負担額合計

13,879

東京都23区との比較 (歳出) 平成17年度普通会計決算

単位:千円、人

団体名	歳出決算額 (A)	人件費 (B)	扶助費 (C)	公債費 (D)	投資的経費 (E)	その他経費 (F)	h18.3.31 人口 (G)
千代田区	42,652,541	11,695,504	2,413,202	1,361,717	7,178,533	20,003,585	44,198
中央区	58,411,400	16,198,962	4,216,715	3,633,001	10,897,481	23,465,241	99,937
港区	119,284,641	21,770,645	8,778,909	10,025,230	38,997,360	39,712,497	180,965
新宿区	104,575,671	28,084,738	24,760,259	5,599,799	6,632,854	39,498,021	275,879
文京区	67,917,695	19,403,867	7,575,172	4,259,491	7,141,399	29,537,766	181,407
台東区	80,925,512	16,695,868	23,759,115	5,022,254	4,608,261	30,840,014	160,712
墨田区	83,630,068	21,126,665	19,017,674	5,339,749	3,718,224	34,427,756	227,316
江東区	132,490,932	30,143,300	26,167,542	6,610,799	13,797,151	55,772,140	418,972
品川区	123,843,564	27,477,564	18,017,668	5,505,296	25,420,087	47,422,949	335,769
目黒区	87,572,420	23,913,387	11,427,960	11,788,584	9,831,396	30,611,093	249,216
大田区	198,859,409	48,499,892	45,599,674	17,366,741	17,056,064	70,337,038	662,228
世田谷区	205,148,532	52,012,079	29,345,101	16,035,031	26,704,897	81,051,424	814,867
渋谷区	81,030,012	22,705,829	9,636,457	3,425,735	12,199,129	33,062,862	196,198
中野区	91,397,864	26,007,881	17,975,231	9,598,671	5,833,772	31,982,309	297,989
杉並区	131,637,285	39,660,908	21,658,273	8,758,435	8,425,727	53,133,942	517,811
豊島区	89,194,403	24,035,388	14,751,128	6,275,545	12,358,693	31,773,649	238,762
北区	109,735,417	26,875,458	25,097,047	5,957,469	6,592,501	45,212,942	316,208
荒川区	74,856,754	16,859,932	17,042,162	4,418,829	7,611,258	28,924,573	177,846
板橋区	157,645,891	37,292,643	44,229,523	8,437,922	11,726,374	55,959,429	509,313
練馬区	193,237,552	48,533,679	41,532,680	13,907,425	24,299,923	64,963,845	675,784
足立区	218,283,202	41,015,510	58,827,464	13,202,834	25,277,576	79,959,818	624,146
葛飾区	141,417,602	33,198,079	34,371,139	9,176,849	13,702,997	50,968,538	427,799
江戸川区	210,448,919	40,297,376	47,194,183	8,708,101	24,330,386	89,918,873	640,585

(A)/(G)	(B)/(G)	(C)/(G)	(D)/(G)	(E)/(G)	(F)/(G)
965	265	55	31	162	453
584	162	42	36	109	235
659	120	49	55	215	219
379	102	90	20	24	143
374	107	42	23	39	163
504	104	148	31	29	192
368	93	84	23	16	151
316	72	62	16	33	133
369	82	54	16	76	141
351	96	46	47	39	123
300	73	69	26	26	106
252	64	36	20	33	99
413	116	49	17	62	169
307	87	60	32	20	107
254	77	42	17	16	103
374	101	62	26	52	133
347	85	79	19	21	143
421	95	96	25	43	163
310	73	87	17	23	110
286	72	61	21	36	96
350	66	94	21	40	128
331	78	80	21	32	119
329	63	74	14	38	140

23区平均	121,921,621	29,282,833	24,060,621	8,018,066	14,101,828	46,458,274	359,735
-------	-------------	------------	------------	-----------	------------	------------	---------

339	81	67	22	39	129
-----	----	----	----	----	-----

川崎市	506,268,724	108,865,244	81,218,222	68,560,280	73,978,136	173,646,842	1,294,439
-----	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-----------

391	84	63	53	57	134
-----	----	----	----	----	-----

23区と比較するため、消防費、上下水道線出金及び国・県道事業費(40,058,901)を除いた場合

川崎市	466,209,823	95,304,427	81,218,222	68,560,280	69,820,922	151,305,972	1,294,439
-----	-------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-----------

360	74	63	53	54	117
-----	----	----	----	----	-----

東京都23区との比較（指標等）平成17年度普通会計決算

資料 7

単位：%、千円

団体名	経常収支比率	実質公債費比率	起債残高	財調残高
千代田区	66.8	4.9	9,310,774	19,471,127
中央区	73.8	9.1	10,412,702	9,501,982
港区	55.9	7.5	16,631,675	31,328,881
新宿区	79.4	5.6	31,848,139	15,175,596
文京区	76.7	8.4	26,073,501	11,911,143
台東区	79.4	8.9	35,868,209	4,561,098
墨田区	85.0	7.8	34,805,434	1,780,363
江東区	77.0	3.9	36,018,609	16,382,316
品川区	71.9	4.6	39,411,033	3,328,982
目黒区	83.7	10.4	69,708,927	1,128,589
大田区	77.2	6.2	92,383,380	22,092,147
世田谷区	80.9	6.8	106,496,874	12,513,929
渋谷区	70.5	4.4	27,648,289	20,901,941
中野区	80.1	5.8	51,096,092	10,706,324
杉並区	78.0	6.8	54,515,256	19,589,515
豊島区	77.8	8.6	51,816,306	4,454,924
北区	78.3	5.3	34,079,230	8,485,000
荒川区	75.9	6.5	32,114,511	4,938,144
板橋区	81.8	5.7	58,814,901	2,948,044
練馬区	79.2	8.6	95,850,454	12,357,947
足立区	78.5	6.4	116,408,008	2,039,274
葛飾区	76.0	6.2	36,310,514	5,654,529
江戸川区	76.7	4.4	55,201,494	20,429,027
23区平均	76.5	6.6	48,818,448	11,377,427
川崎市	85.8	17.9	881,984,898	1,819,538

歳入 収支見通し(一般財源ベース)

【 歳 入 】

(単位:億円)

	平成19年度 予 算	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
地方譲与税	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33
利子割交付金～ 軽油引取税交付金	229	220	248	239	241	242	234	246	258	249	251
地方交付税	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
諸収入	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
市 債	132	117	102	87	72	57	42	27	12	0	0
減債基金返済用借入金	137	217	317	285	254	222	190	159	127	95	63
土地売払い	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	239	70	336	36	91	43	41	37	33	30	27
歳入 計 A	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791

「市債」は、臨時財政対策債

「減債基金返済用借入金」は、過年度の借入金返済のための当該年度の借入金。(減債基金からの借入れは、単年度の借入れとしている。)

「その他」は、繰越金や繰入金等

平成17年度普通会計決算 指定都市比較

No 2

(出典 総務省地方財政状況調査、各都市「決算カード」、財政比較分析表より) (単位:千円、%)

	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	指定都市平均 (山崎市含む)
歳入総額	1,666,374,953	1,129,082,897	513,317,210	526,149,208	713,125,880	733,516,396
歳出総額	1,664,688,507	1,118,155,804	507,799,125	518,672,748	703,900,807	725,177,366
形式収支	1,686,446	10,927,093	5,518,085	7,476,460	9,225,073	8,339,030
繰越財源	1,432,571	10,899,668	5,172,579	6,599,995	5,233,939	6,373,583
実質収支	253,875	27,425	345,506	876,465	3,991,134	1,965,447
市税収入	628,572,551	256,829,036	196,209,664	158,407,071	250,463,088	288,711,863
歳入に占める割合	37.7%	22.7%	38.2%	30.1%	35.1%	39.4%
市税収入率	94.4%	94.4%	95.1%	96.0%	95.3%	95.0%
自主財源総額	1,016,383,109	775,326,257	287,093,449	273,866,232	434,694,502	451,654,111
歳入に占める割合(自主財源比率)	61.0%	68.7%	55.9%	52.1%	61.0%	61.6%
義務的経費	862,534,891	751,070,067	254,353,439	215,227,757	302,631,898	365,570,426
人件費	295,821,602	132,539,718	83,726,449	73,258,585	77,174,317	118,875,463
扶助費	356,313,418	124,185,030	101,947,273	78,346,915	109,153,096	119,238,567
補助事業	322,485,869	110,545,379	92,321,462	67,660,239	94,461,054	101,937,613
単独事業	33,827,549	13,639,651	9,625,811	10,686,676	14,692,042	17,300,954
単独事業のうち医療費に係るもの	17,655,813	8,257,271	5,406,231	7,694,375	8,418,061	7,915,963
歳出に占める単独扶助費の割合	2.0%	1.2%	1.9%	2.1%	2.1%	2.3%
公債費	210,399,871	494,345,319	68,679,717	63,622,257	116,304,485	127,456,396
投資的経費	166,773,615	110,686,773	55,916,204	112,609,464	102,066,477	96,678,497
その他経費	635,380,001	256,398,964	197,529,482	190,835,527	299,202,432	262,928,443
財政力指数	0.87	0.64	0.77	0.64	0.79	0.87
経常収支比率	101.7%	97.5%	96.0%	91.3%	91.1%	93.9%
人口一人当たり人件費 物件費等決算額 ¹	169,086	128,123	124,175	130,998	116,396	125,693
ラスパイレス指数	101.6	98.8	96.7	99.7	101.6	100.4
人口一人当たり地方債残高 ²	1,150,762	930,554	781,763	858,606	995,492	757,830
実質公債費比率	17.4%	24.0%	21.1%	11.6%	21.9%	19.0%
人口1,000人当たり市職員数(人)	11.81	8.88	7.65	7.41	6.10	8.10

1・2の単位は円である。

1 人件費 物件費 維持補修費の合計である。
ただし、人件費には、事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

財政力指数一覧 (県内及び近隣他都市)

川崎市	横浜市	横須賀市	相模原市	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市	鎌倉市	藤沢市	逗子市	三浦市
1.02	0.93	0.84	0.99	1.10	1.04	0.99	1.40	1.03	1.22	1.16	0.96	0.75

秦野市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
1.01	1.08	1.12	0.90	1.17	0.96

調布市	府中市	狛江市	稲城市	多摩市	町田市
1.28	1.26	0.91	0.90	1.22	1.14

普通会計決算 川崎市及び指定都市平均

(単位:千円・%)

川崎市

	平成12年度	構成比	平成17年度	構成比
人件費	126,802,217	23.1	108,865,244	21.5
物件費	47,627,978	8.7	51,351,788	10.1
維持補修費	4,845,363	0.9	5,427,597	1.1
扶助費	57,448,568	10.5	81,218,222	16.0
補助	42,387,504	7.7	63,312,653	12.5
単独	15,061,064	2.7	17,905,569	3.5
補助費等	57,435,377	10.5	44,718,018	8.8
普通建設事業費	99,433,835	18.1	73,889,664	14.6
補助	31,713,597	5.8	29,885,747	5.9
単独	63,721,466	11.6	41,724,873	8.2
その他	3,998,772	0.7	2,279,044	0.5
災害復旧	0	0.0	88,472	0.0
失業対策	0	0.0	0	0.0
公債費	58,685,235	10.7	68,560,280	13.5
積立金	19,605,520	3.6	8,017,061	1.6
投資及び出資	9,512,077	1.7	6,619,742	1.3
貸付金	44,386,503	8.1	28,828,210	5.7
繰出金	23,097,281	4.2	28,684,426	5.7
決算総額	548,879,954	100.0	506,268,724	100.0

指定都市平均 (川崎市を除く)

	平成12年度	構成比	平成17年度	構成比
人件費	142,785,563	16.9	119,645,480	16.1
物件費	75,055,382	8.9	68,628,027	9.2
維持補修費	14,213,862	1.7	11,534,832	1.6
扶助費	100,324,824	11.8	122,163,209	16.5
補助	84,624,299	10.0	104,908,764	14.1
単独	15,700,525	1.9	17,254,445	2.3
補助費等	79,508,865	9.4	65,719,000	8.9
普通建設事業費	190,105,694	22.4	97,528,617	13.1
補助	71,022,270	8.4	30,931,025	4.2
単独	107,839,598	12.7	59,718,399	8.0
その他	11,243,827	1.3	6,879,194	0.9
災害復旧	913,065	0.1	896,061	0.1
失業対策	1,387	0.0	0	0.0
公債費	109,575,602	12.9	131,986,866	17.8
積立金	7,688,993	0.9	9,309,581	1.3
投資及び出資	11,852,272	1.4	10,133,120	1.4
貸付金	75,216,283	8.9	59,945,596	8.1
繰出金	39,814,979	4.7	44,526,103	6.0
決算総額	847,056,770	100.0	742,016,492	100.0

東京都23区との比較（歳入）平成17年度普通会計決算

単位：千円、人

団体名	特財	一財計	歳入計	経常一財	h18.3.31 人口	一人当たり一財	特別区財政調整交付金	経常一財+交付金	一人当たり	川崎市を100とした場合
千代田区	9,446,397	35,821,096	45,267,493	25,627,972	44,198	810	6,203,803	31,831,775	720	448
中央区	13,131,666	50,204,870	63,336,536	28,036,426	99,937	502	14,478,050	42,514,476	425	265
港区	44,824,366	84,699,633	129,523,999	77,109,056	180,965	468	412,229	77,521,285	428	266
新宿区	27,245,893	82,407,515	109,653,408	51,381,045	275,879	299	23,944,918	75,325,963	273	170
文京区	13,609,282	57,833,577	71,442,859	34,464,328	181,407	319	16,165,126	50,629,454	279	174
台東区	27,797,588	54,987,151	82,784,739	22,378,035	160,712	342	28,087,076	50,465,111	314	195
墨田区	21,387,109	65,524,629	86,911,738	22,189,739	227,316	288	38,041,276	60,231,015	265	165
江東区	32,414,418	102,285,470	134,699,888	41,668,685	418,972	244	49,639,020	91,307,705	218	136
品川区	33,184,662	93,324,372	126,509,034	46,525,339	335,769	278	37,612,947	84,138,286	251	156
目黒区	19,857,830	70,884,658	90,742,488	47,316,837	249,216	284	14,987,477	62,304,314	250	155
大田区	50,224,577	155,946,773	206,171,350	81,389,569	662,228	235	61,375,754	142,765,323	216	134
世田谷区	39,346,507	169,551,683	208,898,190	131,375,548	814,867	208	24,918,253	156,293,801	192	119
渋谷区	17,062,708	72,538,854	89,601,562	58,742,665	196,198	370	526,725	59,269,390	302	188
中野区	18,882,727	76,793,578	95,676,305	35,766,387	297,989	258	31,070,606	66,836,993	224	139
杉並区	22,917,466	115,863,233	138,780,699	71,741,758	517,811	224	34,017,206	105,758,964	204	127
豊島区	22,643,914	68,610,402	91,254,316	32,506,957	238,762	287	28,743,622	61,250,579	257	160
北区	28,581,265	86,643,364	115,224,629	29,779,303	316,208	274	46,864,674	76,643,977	242	151
荒川区	20,844,509	58,819,942	79,664,451	16,171,429	177,846	331	36,564,934	52,736,363	297	184
板橋区	40,880,245	119,366,858	160,247,103	49,540,567	509,313	234	60,161,483	109,702,050	215	134
練馬区	46,330,306	154,132,876	200,463,182	72,276,630	675,784	228	69,874,628	142,151,258	210	131
足立区	63,704,652	159,761,337	223,465,989	50,455,411	624,146	256	91,859,559	142,314,970	228	142
葛飾区	37,421,957	108,671,552	146,093,509	35,492,570	427,799	254	64,444,427	99,936,997	234	145
江戸川区	51,049,328	159,399,591	210,448,919	56,733,036	640,585	249	80,234,187	136,967,223	214	133
23区平均	30,556,060	95,829,261	126,385,321	48,637,795	359,735	266	37,401,217	86,039,012	239	149
23区の平均のうち「一人当たり一財」及び「一人当たり」欄は、加重平均である。										
川崎市	163,565,407	349,543,240	513,108,647	280,290,346	1,294,439	270		280,290,346	217	
23区と比較するため、法人市民税+固定資産税+特別土地保有税の48%と、さらに事業所税 都市計画税を除いた場合										
川崎市		254,373,878		208,167,894	1,294,439	197		208,167,894	161	100

大都市の事務配分の特例に基づく財政需要

(1) 地方自治法に基づくもの

(地方自治法第252条の19)

(単位:百万円)

項目	平成18年度		
	経費	国庫	一般財源等
児童福祉	2,238	664	1,564
民生委員	82		82
身体障害者福祉	403	34	304
生活保護	104	1	102
行旅病人・死亡者	4		4
社会福祉事業	2		2
知的障害者福祉	270	1	215
母子家庭・寡婦福祉	556		168
老人福祉	632		632
母子保健			
障害者自立支援	1,146	510	586
食品衛生	52		50
墓地埋葬等規制	2		2
興業場・旅館・公衆浴場			
精神保健福祉	117	1	110
結核予防	13		13
都市計画			
土地区画整理事業	54		54
屋外広告物規制	31		6
合計	5,706	1,211	3,894

(平成18年度予算)

川崎市

(2) その他法令に基づくもの

(単位:百万円)

項目	平成18年度		
	経費	国庫	一般財源等
国道・道府県道管理	15,012	1,516	(6,287) 12,625
土木出張所	1,782		1,372
衛生研究所	407		308
定時制高校人件費	768		737
道府県費教員の任免・研修	90		90
その他	4,213	946	1,140
駐車場	7		7
宅地規制	185		154
都市緑地保全	2,435	461	44
老人保健	1,201	400	801
一・二級河川維持管理	385	85	134
合計	22,272	2,462	(6,287) 16,272

(注) 国・道府県道管理の一般財源()は、道路目的財源(地方道路譲与税、石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金)を内書き。

一般財源負担額合計

20,166

道路目的財源を除く一般財源負担額合計

13,879

東京都23区との比較 (歳出) 平成17年度普通会計決算

単位:千円、人

団体名	歳出決算額 (A)	人件費 (B)	扶助費 (C)	公債費 (D)	投資的経費 (E)	その他経費 (F)	h18.3.31 人口 (G)
千代田区	42,652,541	11,695,504	2,413,202	1,361,717	7,178,533	20,003,585	44,198
中央区	58,411,400	16,198,962	4,216,715	3,633,001	10,897,481	23,465,241	99,937
港区	119,284,641	21,770,645	8,778,909	10,025,230	38,997,360	39,712,497	180,965
新宿区	104,575,671	28,084,738	24,760,259	5,599,799	6,632,854	39,498,021	275,879
文京区	67,917,695	19,403,867	7,575,172	4,259,491	7,141,399	29,537,766	181,407
台東区	80,925,512	16,695,868	23,759,115	5,022,254	4,608,261	30,840,014	160,712
墨田区	83,630,068	21,126,665	19,017,674	5,339,749	3,718,224	34,427,756	227,316
江東区	132,490,932	30,143,300	26,167,542	6,610,799	13,797,151	55,772,140	418,972
品川区	123,843,564	27,477,564	18,017,668	5,505,296	25,420,087	47,422,949	335,769
目黒区	87,572,420	23,913,387	11,427,960	11,788,584	9,831,396	30,611,093	249,216
大田区	198,859,409	48,499,892	45,599,674	17,366,741	17,056,064	70,337,038	662,228
世田谷区	205,148,532	52,012,079	29,345,101	16,035,031	26,704,897	81,051,424	814,867
渋谷区	81,030,012	22,705,829	9,636,457	3,425,735	12,199,129	33,062,862	196,198
中野区	91,397,864	26,007,881	17,975,231	9,598,671	5,833,772	31,982,309	297,989
杉並区	131,637,285	39,660,908	21,658,273	8,758,435	8,425,727	53,133,942	517,811
豊島区	89,194,403	24,035,388	14,751,128	6,275,545	12,358,693	31,773,649	238,762
北区	109,735,417	26,875,458	25,097,047	5,957,469	6,592,501	45,212,942	316,208
荒川区	74,856,754	16,859,932	17,042,162	4,418,829	7,611,258	28,924,573	177,846
板橋区	157,645,891	37,292,643	44,229,523	8,437,922	11,726,374	55,959,429	509,313
練馬区	193,237,552	48,533,679	41,532,680	13,907,425	24,299,923	64,963,845	675,784
足立区	218,283,202	41,015,510	58,827,464	13,202,834	25,277,576	79,959,818	624,146
葛飾区	141,417,602	33,198,079	34,371,139	9,176,849	13,702,997	50,968,538	427,799
江戸川区	210,448,919	40,297,376	47,194,183	8,708,101	24,330,386	89,918,873	640,585

(A)/(G)	(B)/(G)	(C)/(G)	(D)/(G)	(E)/(G)	(F)/(G)
965	265	55	31	162	453
584	162	42	36	109	235
659	120	49	55	215	219
379	102	90	20	24	143
374	107	42	23	39	163
504	104	148	31	29	192
368	93	84	23	16	151
316	72	62	16	33	133
369	82	54	16	76	141
351	96	46	47	39	123
300	73	69	26	26	106
252	64	36	20	33	99
413	116	49	17	62	169
307	87	60	32	20	107
254	77	42	17	16	103
374	101	62	26	52	133
347	85	79	19	21	143
421	95	96	25	43	163
310	73	87	17	23	110
286	72	61	21	36	96
350	66	94	21	40	128
331	78	80	21	32	119
329	63	74	14	38	140

23区平均	121,921,621	29,282,833	24,060,621	8,018,066	14,101,828	46,458,274	359,735
-------	-------------	------------	------------	-----------	------------	------------	---------

339	81	67	22	39	129
-----	----	----	----	----	-----

川崎市	506,268,724	108,865,244	81,218,222	68,560,280	73,978,136	173,646,842	1,294,439
-----	-------------	-------------	------------	------------	------------	-------------	-----------

391	84	63	53	57	134
-----	----	----	----	----	-----

23区と比較するため、消防費、上下水道線出金及び国・県道事業費(40,058,901)を除いた場合

川崎市	466,209,823	95,304,427	81,218,222	68,560,280	69,820,922	151,305,972	1,294,439
-----	-------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-----------

360	74	63	53	54	117
-----	----	----	----	----	-----

東京都23区との比較（指標等）平成17年度普通会計決算

資料 7

単位：%、千円

団体名	経常収支比率	実質公債費比率	起債残高	財調残高
千代田区	66.8	4.9	9,310,774	19,471,127
中央区	73.8	9.1	10,412,702	9,501,982
港区	55.9	7.5	16,631,675	31,328,881
新宿区	79.4	5.6	31,848,139	15,175,596
文京区	76.7	8.4	26,073,501	11,911,143
台東区	79.4	8.9	35,868,209	4,561,098
墨田区	85.0	7.8	34,805,434	1,780,363
江東区	77.0	3.9	36,018,609	16,382,316
品川区	71.9	4.6	39,411,033	3,328,982
目黒区	83.7	10.4	69,708,927	1,128,589
大田区	77.2	6.2	92,383,380	22,092,147
世田谷区	80.9	6.8	106,496,874	12,513,929
渋谷区	70.5	4.4	27,648,289	20,901,941
中野区	80.1	5.8	51,096,092	10,706,324
杉並区	78.0	6.8	54,515,256	19,589,515
豊島区	77.8	8.6	51,816,306	4,454,924
北区	78.3	5.3	34,079,230	8,485,000
荒川区	75.9	6.5	32,114,511	4,938,144
板橋区	81.8	5.7	58,814,901	2,948,044
練馬区	79.2	8.6	95,850,454	12,357,947
足立区	78.5	6.4	116,408,008	2,039,274
葛飾区	76.0	6.2	36,310,514	5,654,529
江戸川区	76.7	4.4	55,201,494	20,429,027
23区平均	76.5	6.6	48,818,448	11,377,427
川崎市	85.8	17.9	881,984,898	1,819,538

歳入 収支見通し(一般財源ベース)

【 歳 入 】

(単位:億円)

	平成19年度 予 算	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
地方譲与税	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33
利子割交付金～ 軽油引取税交付金	229	220	248	239	241	242	234	246	258	249	251
地方交付税	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
諸収入	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
市 債	132	117	102	87	72	57	42	27	12	0	0
減債基金返済用借入金	137	217	317	285	254	222	190	159	127	95	63
土地売払い	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	239	70	336	36	91	43	41	37	33	30	27
歳入 計 A	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791

「市債」は、臨時財政対策債

「減債基金返済用借入金」は、過年度の借入金返済のための当該年度の借入金。(減債基金からの借入れは、単年度の借入れとしている。)

「その他」は、繰越金や繰入金等

市税等 今後10年間の収入見込額

資料 9

(単位 億円)

区 分	平成19年度 予算額	平成20年度 収入見込額	平成21年度 収入見込額	平成22年度 収入見込額	平成23年度 収入見込額	平成24年度 収入見込額	平成25年度 収入見込額	平成26年度 収入見込額	平成27年度 収入見込額	平成28年度 収入見込額	平成29年度 収入見込額
市税 計	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
個人市民税	1,110	1,122	1,147	1,170	1,191	1,213	1,237	1,261	1,288	1,317	1,346
法人市民税	265	278	300	323	328	334	340	347	353	360	366
土地	451	446	446	441	436	443	439	436	460	457	454
家屋	405	430	435	458	479	496	515	533	553	572	592
償却資産	195	191	189	194	189	184	179	175	173	169	164
交納付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車税	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
市たばこ税	87	85	83	81	79	77	75	73	72	70	69
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所税	76	78	80	82	82	83	83	83	84	84	85
都市計画税	223	227	227	231	235	241	244	247	258	262	265

地方譲与税 計	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33
自動車重量譲与税	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
地方道路譲与税	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
特別とん譲与税	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
航空機燃料譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油ガス譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県交付金 計	229	220	248	239	241	242	234	246	258	249	251
利子割交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
配当割交付金	7	7	11	11	12	12	12	13	13	13	14
株式等譲渡所得割交付金	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地方消費税交付金	124	116	139	131	133	135	128	141	154	146	148
ゴルフ場利用税交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車取得税交付金	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
軽油引取税交付金	45	44	42	41	40	39	38	36	35	34	33

市税等 今後10年間の収入見込額

資料 9

(単位 億円)

区 分	平成19年度 予算額	平成20年度 収入見込額	平成21年度 収入見込額	平成22年度 収入見込額	平成23年度 収入見込額	平成24年度 収入見込額	平成25年度 収入見込額	平成26年度 収入見込額	平成27年度 収入見込額	平成28年度 収入見込額	平成29年度 収入見込額
市税 計	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352
個人市民税	1,110	1,122	1,147	1,170	1,191	1,213	1,237	1,261	1,288	1,317	1,346
法人市民税	265	278	300	323	328	334	340	347	353	360	366
土地	451	446	446	441	436	443	439	436	460	457	454
家屋	405	430	435	458	479	496	515	533	553	572	592
償却資産	195	191	189	194	189	184	179	175	173	169	164
交納付金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車税	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
市たばこ税	87	85	83	81	79	77	75	73	72	70	69
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所税	76	78	80	82	82	83	83	83	84	84	85
都市計画税	223	227	227	231	235	241	244	247	258	262	265

地方譲与税 計	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33
自動車重量譲与税	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
地方道路譲与税	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
特別とん譲与税	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
航空機燃料譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油ガス譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県交付金 計	229	220	248	239	241	242	234	246	258	249	251
利子割交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
配当割交付金	7	7	11	11	12	12	12	13	13	13	14
株式等譲渡所得割交付金	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地方消費税交付金	124	116	139	131	133	135	128	141	154	146	148
ゴルフ場利用税交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自動車取得税交付金	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
軽油引取税交付金	45	44	42	41	40	39	38	36	35	34	33

人件費の見通し(一般財源ベース)

資料 10

(単位 億円)

高位推計 前提条件 集中改革プラン(～21年度)に掲げる職員削減を行うが、平成22年以降は職員削減を見込まず、物価上昇と同率の給与改定を見込む。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
退職手当	119	154	156	132	120	107	113	106	113	117	113
退職手当債	-37										
退職除く人件費	885	825	810	798	802	810	820	831	843	856	867
合計	967	979	966	930	922	917	933	937	956	973	980

中位推計 前提条件 平成22年以降も「3年間で1,000人の職員削減」を継続実施を見込み、物価上昇と同率の給与改定を見込む。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
退職手当	119	154	156	132	120	107	113	106	113	117	113
退職手当債	-37										
退職除く人件費	885	825	810	798	794	792	793	795	798	802	804
合計	967	979	966	930	914	899	906	901	911	919	917

低位推計 前提条件 集中改革プラン(～21年度)に掲げる職員削減を行い、平成22年以降は退職者不補充。物価上昇と同率の給与改定を見込む。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
退職手当	119	154	156	132	120	107	113	106	113	117	113
退職手当債	-37										
退職除く人件費	885	825	810	798	788	783	782	781	782	783	784
合計	967	979	966	930	908	890	895	887	895	900	897

(参考) 職員削減の見込み

高位推計 集中改革プラン期間は職員削減。以降、削減見込まず (単位:人)

	H17退職 (H18予)	H18退職 (H19予)	H19退職 (H20予)	H20退職 (H21予)	H21退職 (H22予)	合計
退職動向		431	598	589	580	
全会計削減数	324	306	370	352	348	1,700
一般会計削減数	258	194	272	268	263	1,255

中位推計 「3年間で1,000人」の削減を継続 (単位:人)

	H17退職 (H18予)	H18退職 (H19予)	H19退職 (H20予)	H20退職 (H21予)	H21退職 (H22予)	H22退職 (H23予)	H23退職 (H24予)	H24退職 (H25予)	H25退職 (H26予)	H26退職 (H27予)	H27退職 (H28予)	H28退職 (H29予)	合計
退職動向		431	598	589	580	478	446	384	399	356	379	410	
全会計削減数	324	306	370	352	348	300	363	312	325	310	330	360	4,000
一般会計削減数	258	194	272	268	263	228	272	234	244	233	248	270	2,984

低位推計 集中改革プラン期間は職員削減。以降、退職不補充(退職者数=削減数) (単位:人)

	H17退職 (H18予)	H18退職 (H19予)	H19退職 (H20予)	H20退職 (H21予)	H21退職 (H22予)	H22退職 (H23予)	H23退職 (H24予)	H24退職 (H25予)	H25退職 (H26予)	H26退職 (H27予)	H27退職 (H28予)	H28退職 (H29予)	合計
退職動向		431	598	589	580	478	446	384	399	356	379	410	
全会計削減数	324	306	370	352	348	478	446	384	399	356	379	410	4,552
一般会計削減数	258	194	272	268	263	393	347	299	315	289	309	320	3,527

扶助費の見通し(一般財源ベース)

高位推計 (生活保護費負担金の補助率が3/4から1/2に引き下げられた場合)

(単位:億円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
扶助費総額	387	508	527	545	562	577	592	607	624	638	654
児童福祉費	136	142	148	153	158	160	161	163	165	166	169
生活保護費	106	216	224	231	238	245	252	260	268	276	284
老人福祉費	38	40	43	45	47	50	53	55	58	60	62
障害福祉費	88	91	93	96	98	101	104	107	110	113	116
その他	19	19	19	20	21	21	22	22	23	23	23

中位推計との差	0	108	113	117	120	124	128	131	135	139	144
---------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

中位推計

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
扶助費総額	387	400	414	428	442	453	464	476	489	499	510
児童福祉費	136	142	148	153	158	160	161	163	165	166	169
生活保護費	106	108	111	114	118	121	125	129	133	137	140
老人福祉費	38	40	43	45	47	50	52	55	58	60	62
障害福祉費	88	91	93	96	98	101	104	107	110	113	116
その他	19	19	19	20	21	21	22	22	23	23	23

低位推計 (歳出歳入一体改革で見込んでいる社会保障費の減を見込んだ場合)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
扶助費総額	387	396	405	414	422	427	433	438	443	447	450
児童福祉費	136	141	146	151	154	156	156	158	158	158	158
生活保護費	106	106	106	107	107	107	108	108	108	109	109
老人福祉費	38	40	42	44	46	48	50	52	55	56	57
障害福祉費	88	90	92	93	95	96	98	99	101	102	104
その他	19	19	19	19	20	20	21	21	21	22	22

中位推計との差	0	4	9	14	20	26	31	38	46	52	60
---------	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----

投資的経費及び公債費の見通し (一般財源ベース)

(単位: 億円)

高位推計 (平成20年度から過去20年間の一般財源の平均(400億円)とし、以降物価上昇を見込んだ場合)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
投資的経費	292	400	407	414	422	430	437	445	453	461	470
公共建築物耐震対策 健全化債充当	-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域再生債充当	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15
合計	263	386	393	400	408	416	423	431	439	447	456

公債費	747	768	1,053	724	798	723	747	782	748	754	768
公共建築物耐震対策 投資 拡大分			1	1	2	2	3	3	4	5	5
			6	12	19	26	33	40	46	54	62
合計	747	768	1,060	737	819	751	783	825	798	813	835

中位推計との差	0	102	115	123	132	141	149	159	167	177	188
---------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

中位推計 (平成19年度予算をベースに、平成22年度以降物価上昇を見込んだ場合)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
投資的経費	292	298	298	303	309	315	320	326	332	338	344
公共建築物耐震対策 健全化債充当	-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域再生債充当	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15
合計	263	284	284	289	295	301	306	312	318	324	330

公債費	747	768	1,053	724	798	723	747	782	748	754	768
公共建築物耐震対策 投資 拡大分			1	1	2	2	3	3	4	5	5
投資 縮小分											
合計	747	768	1,054	725	800	725	750	785	752	759	773

低位推計 (H20予算は歳出歳入一体改革で見込んでいる3%減を行い、以降は物価上昇を見込んだ場合)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
投資的経費	292	289	294	300	305	311	316	322	328	334	340
公共建築物耐震対策 健全化債充当	-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域再生債充当	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15	-15
合計	263	275	280	286	291	297	302	308	314	320	326

公債費	747	768	1,053	724	798	723	747	782	748	754	768
公共建築物耐震対策 投資 縮小分			-2	-3	-4	-6	-7	-8	-10	-11	-12
合計	747	768	1,052	722	796	719	743	777	742	748	761

中位推計との差	0	-9	-5	-7	-9	-9	-11	-12	-14	-15	-16
---------	---	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

その他経費の見通し（一般財源ベース）

資料 13

高位推計 主な前提条件：下水道会計の建設改良費増額、病院事業会計繰出金、5年間で4%減を反映。 (単位：億円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合計	1,322	1,479	1,611	1,633	1,634	1,624	1,612	1,609	1,606	1,592	1,576
国保会計繰出金	99	154	150	147	149	151	148	149	149	149	149
老人保健医療繰出金	52	55	58	62	65	69	73	77	81	84	87
介護保険繰出金	82	86	91	96	101	106	111	116	122	125	129
病院会計繰出金	63	65	70	72	66	66	64	63	64	64	65
下水会計繰出金	177	188	201	197	216	213	215	219	221	217	210
減債基金返還金	137	217	317	317	285	254	222	190	159	127	95
その他	712	714	724	742	752	766	780	795	810	826	841
うち物件費	456	461	469	478	487	495	504	513	522	532	542
うち維持補修費	45	47	49	50	52	54	55	57	59	61	63
うちその他	211	206	206	214	213	217	221	225	229	233	237
補助助成金の見直し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

中位推計との差	0	17	23	18	23	19	21	16	23	21	20
---------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

中位推計 主な前提条件：下水道会計の建設改良費H19予算額ベース、その他については、人口動態や物価上昇を見込む。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合計	1,322	1,462	1,588	1,615	1,611	1,605	1,591	1,593	1,583	1,571	1,556
国保会計繰出金	99	154	150	147	149	151	148	149	149	149	149
老人保健医療繰出金	52	55	58	62	65	69	73	77	81	84	87
介護保険繰出金	82	86	91	96	101	106	111	116	122	125	129
病院会計繰出金	63	65	69	71	64	65	62	61	63	63	64
下水会計繰出金	177	171	179	180	195	196	195	205	200	198	190
減債基金返還金	137	217	317	317	285	253	222	190	159	127	95
その他	712	714	724	742	751	766	780	795	810	826	842
うち物件費	456	461	469	478	486	495	504	513	522	532	542
うち維持補修費	45	47	49	50	52	54	55	57	59	61	63
うちその他	211	206	206	214	213	217	221	225	229	233	237
補助助成金の見直し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

低位推計 主な前提条件：下水道会計の建設改良費減額、国保会計・老人医療会計・介護保険会計への繰出金は、歳出歳入一体改革の社会保障費の減を見込む。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合計	1,322	1,447	1,560	1,573	1,553	1,536	1,509	1,499	1,477	1,415	1,395
国保会計繰出金	99	153	148	143	145	145	142	143	143	143	143
老人保健医療繰出金	52	54	57	60	63	66	70	73	78	80	83
介護保険繰出金	82	81	85	89	93	97	101	106	112	117	120
病院会計繰出金	63	65	69	71	64	65	62	61	63	62	63
下水会計繰出金	177	170	177	179	190	193	193	202	197	156	156
減債基金返還金	137	217	317	317	285	254	222	190	159	127	95
その他	712	707	707	714	713	716	719	723	726	730	734
うち物件費	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456
うち維持補修費	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
うちその他	211	206	206	214	213	217	221	225	229	233	237
補助助成金の見直し		1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

中位推計との差	0	15	28	42	58	69	82	94	106	156	161
---------	---	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

有形固定資産に対する維持補修費の割合（維持補修費/有形固定資産）

普通会計

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平均
川崎市	0.51%	0.54%	0.52%	0.54%	0.53%	0.57%	0.54%
札幌市		1.56%	1.56%	1.54%	1.60%	1.57%	1.56%
仙台市	1.26%	1.27%	1.15%	1.13%	1.08%	1.10%	1.17%
さいたま市				0.69%	0.74%	0.70%	0.71%
千葉市		1.24%	1.21%	1.22%	1.20%	1.10%	1.19%
横浜市	0.51%	0.50%	0.44%	0.47%	0.44%	0.49%	0.47%
名古屋市					1.32%	1.31%	1.31%
京都市	1.06%	1.05%	1.01%	1.02%	0.99%	0.83%	0.99%
大阪市			0.74%	0.58%	0.63%	0.60%	0.64%
神戸市			0.29%	0.26%	0.23%	0.22%	0.25%
広島市			0.39%	0.36%	0.35%	0.58%	0.42%
北九州市	0.48%	0.47%	0.41%	0.41%	0.39%	0.38%	0.42%
福岡市		0.79%	0.79%		0.83%	0.79%	0.80%

全都市平均

0.76%

指定都市平均の有形固定資産に対する維持補修費の率と川崎市の維持補修費比較

（単位：千円）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
他都市平均と同じ率の場合	6,785,481	6,732,028	6,744,571	6,792,174	6,883,601	6,870,175
本市維持補修費 決算額	4,572,008	4,845,363	4,680,378	4,887,102	4,819,174	5,185,690
差	2,213,473	1,886,665	2,064,193	1,905,072	2,064,427	1,684,485

平成17年度決算 市民一人当たりバランスシート（普通会計）比較

単位：千円

	川崎市	平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
資産	1,669	1,994	1,707	1,809	1,217	1,523	1,817
負債	743	817	619	779	361	824	737
正味資産	927	1,177	1,088	1,031	856	699	1,080

	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
資産	1,448	1,881	1,699	3,113	2,883	1,875	2,554	2,401
負債	527	862	826	1,251	1,024	837	929	1,046
正味資産	921	1,019	873	1,862	1,859	1,037	1,625	1,356

平均は、本市を除くものであり、また、数字は、項目ごとの上位からの順位を表している。

平成17年度決算 市民一人当たり行政コスト計算書（普通会計）比較

単位：千円

	川崎市	平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
人にかかるコスト	84	75	61	66	67	68	53
物にかかるコスト	81	106	102	110	84	106	87
移転支出的なコスト	122	152	163	112	98	119	133
その他のコスト	15	21	14	19	7	18	37
行政コスト総額	302	354	340	307	256	310	310

	静岡市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
人にかかるコスト	68	86	97	119	88	72	73	57
物にかかるコスト	90	99	87	135	107	130	130	111
移転支出的なコスト	112	162	178	257	154	164	161	167
その他のコスト	11	19	18	25	39	20	18	29
行政コスト総額	281	366	380	536	388	385	381	363

平均は、本市を除くものであり、また、付数字は、項目の多いほうからの順位を表している。

川崎市財政問題研究会設置要綱

(目的)

第1条 本市の財政状況を、専門的な視点から現状分析を行い課題を整理するとともに、その課題解決に向けた方向性を研究することを目的として、「川崎市財政問題研究会」を設置する。

(研究内容)

第2条 研究会は、次に掲げる事業を行う。

- ? 本市の財政状況の現状分析
- ? 現状分析から、本市の財政的な課題の整理
- ? 課題解決に向けた解決策の研究
- ? その他、必要な事項

(委員)

第3条 研究会は、経済・財政に関し専門的見地を有する者をもって構成するものとし、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって充てる。

- 2 委員の任期は、本調査研究が終了するまでの間とする。
- 3 研究会に座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選任する。
- 5 座長は研究会を代表し、会務を主宰する。
- 6 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会は、座長が招集する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求めることができる。
- 3 本会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立的な研究に著しい支障を及ぼす場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、座長は会議を非公開にすることができるものとする。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、川崎市の同意を得て本調査研究事業の受託者において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、本市と協議の上、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定めは、平成18年6月6日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日から本調査研究の終了をもって、その効力を失う。

別表

氏名	現所属・役職等
稲生 信男	東洋大学 国際地域学部准教授
大木 壮一	あずさサスティナビリティ(株)代表取締役社長
辻 琢也	一橋大学大学院 法学研究科教授
沼尾 波子	日本大学 経済学部准教授
木村 実	川崎市 総務局行財政改革室長
平岡 陽一	川崎市 総合企画局都市経営部長
村田 恭輔	川崎市 財政局財政部長

オブザーバー

氏名	現所属・役職等
曾禰 純一郎	川崎市 総務局長
三浦 淳	川崎市 総合企画局長
秀嶋 善雄	川崎市 財政局長

第1回研究会において、辻 琢也教授を「座長」に選任した。

別表に掲げる委員の変更

平成18年6月6日～平成19年3月31日

山崎 茂	川崎市 総務局行財政改革室長
木村 実	川崎市 総合企画局都市経営部長
浮揚 庸夫	川崎市 財政局財政部長

平成19年4月1日～

木村 実	川崎市 総務局行財政改革室長
平岡 陽一	川崎市 総合企画局都市経営部長
村田 恭輔	川崎市 財政局財政部長

	日 時	場 所	議 題 等
委員委嘱式	平成 18 年 6 月 6 日 13:30 ~ 13:50	市長応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状伝達 ・ 市長あいさつ 等
第 1 回研究会	平成 18 年 6 月 6 日 13:50 ~ 15:30	市役所第 3 庁舎 15 階第 2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長選出 ・ 研究会設置の趣旨等 ・ 総合計画及び第 2 次改革プランについて ・ 平成 18 年度予算について ・ 本市の財政状況について 等
第 2 回研究会	平成 18 年 8 月 16 日 10:00 ~ 12:00	市役所第 3 庁舎 15 階第 2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の財政状況について (企業会計的手法による分析) ・ 市債管理について ・ 実質公債費比率について 等
第 3 回研究会	平成 19 年 5 月 15 日 9:00 ~ 11:00	市役所第 3 庁舎 15 階第 2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告について 等
第 4 回研究会	平成 19 年 7 月 30 日 10:00 ~ 12:00	市役所第 3 庁舎 15 階第 2 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな人口推計に基づく収支見通し再算定結果について ・ 東京都 23 区との比較からの財政分析について ・ 基準とする財政指標について ・ 最終報告書(素案)について 等
第 5 回研究会	平成 19 年 8 月 23 日 10:30 ~ 12:00	明治安田生命ビル 2 階 第 1 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終報告書について 等